

滋賀県の廃棄物

平成 27 年度



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成 27 年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 「捨てないで 未来を変える その資源」

優秀賞 つかってる みんなもぼくも マイバッグ
ポイ捨ては 自然も人も 傷つける
ポイ捨てを しない・させない・放つとかない！
これ必要？ ムダ買いストップ これもエコ
環境美化 湖国がほこる おもてなし

宇野 葵さん	栗東市立栗東中学校 3年
秋道 琉翔さん	彦根市立旭森小学校 1年
横山 愛生さん	長浜市立長浜北小学校 6年
高野 百花さん	大津市立栗津中学校 3年
種子田 万里子さん	大津市在住
野口 成人さん	長浜市在住

○ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 前川 紗里奈さん 守山市立守山中学校 3年

優秀賞



吉廣 海春さん
滋賀県立八幡商業高等学校 3年



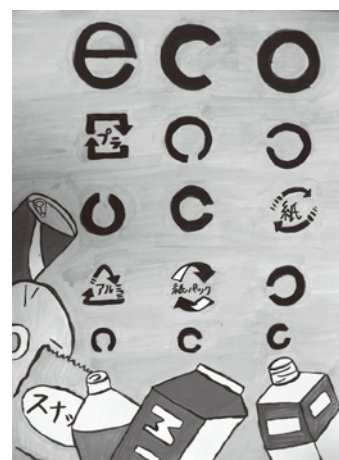
堀 成駿さん
野洲市立中主中学校 2年



小森 創一郎さん
大津市立平野小学校 4年



大垣 心奏さん
大津市立平野小学校 4年



北口 留名さん
長浜市立北中学校 2年

はじめに

18世紀半ばより始まった産業革命以来、我々は優れた科学技術を背景として物質的豊かさを手にしましたが、資源の枯渇や環境破壊といった諸問題が現実的になり始めるにつれ、多くの人々が大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方に危機感を感じています。

このような資源・環境に対する意識の高まりなどを背景に、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の環境関連法の整備が図られ、廃棄されてきた資源の利活用の促進が進められています。

また行政のみならず、企業や県民においても環境への意識向上により、資源を大量かつ急速に浪費する社会から、3Rを推進する循環型社会への転換に向けた取組も進められています。

3Rとは、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を総称した言葉です。

「リデュース（発生抑制）」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース（再使用）」とは、一度使用された製品をできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル（再生利用）」とは再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。

そして、3Rを実践してもなお、どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこととなっています。

去る9月16日に、滋賀県にとって念願でありました「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立しました。この法律では、琵琶湖を国民的資産と位置づけ、健全で恵み豊かな湖としての保全および再生が謳われています。このためには、引き続き県民・事業者の皆様の御協力による環境美化活動をはじめとする取組が欠かせません。

本県では循環型社会の実現を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、3Rや廃棄物の適正処理を推進してきましたが、現在策定中の第四次計画では、3Rのうち特にリデュースとリユースの2Rの取組をさらに強化するとともに、廃棄物の適正処理を引き続き徹底することなどを基本方針とする方向で作業を進めています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民、事業者、行政などが循環型社会の実現に向けた取組を進めるための基礎資料として作成したものであり、多くの皆様に御活用いただければ幸いです。

平成28年3月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	15
1	し尿処理の状況	16
2	生活雑排水処理の状況	19
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	23
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	23
2	事務組合の組織状況	25
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	26
(1)	焼却処理施設	26
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	30
(3)	埋立処分地	32
(4)	し尿処理施設	34
(5)	浄化槽	36

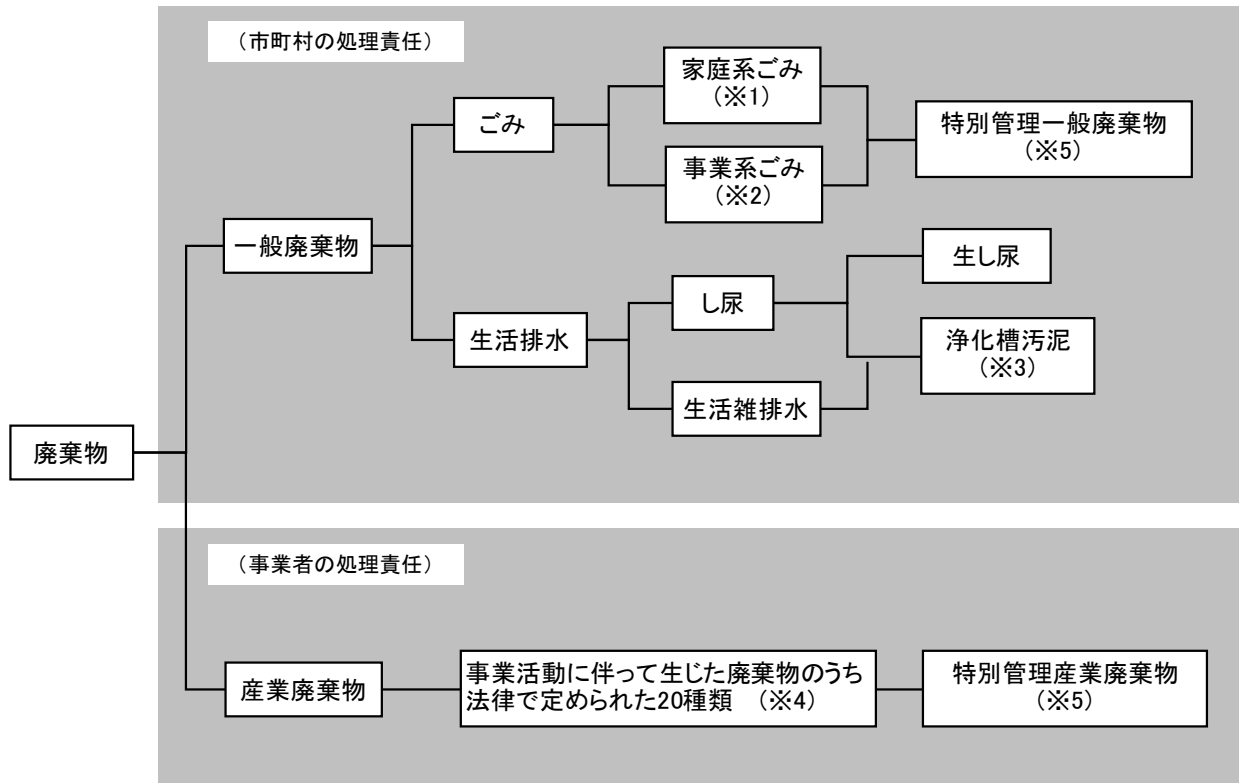
V	産業廃棄物の概要	38
1	産業廃棄物の排出量	38
(1)	産業廃棄物の総排出量	38
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	39
2	産業廃棄物の処理状況	40
3	産業廃棄物処理業者の状況	43
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	43
(2)	中間処理施設での処理状況	43
(3)	最終処分場での処理状況	44
(4)	許可登録状況	45
4	産業廃棄物処理施設の状況	47
5	公共関与による産業廃棄物処理事業	49
6	PCB廃棄物保管状況等届出の状況	50
7	監視指導等の状況	51
8	不法投棄等の状況	52
9	不法投棄対策	53
(1)	地域ごみ対策会議の開催	53
(2)	不法投棄防止強調月間事業	53
(3)	地域協働原状回復事業	54
(4)	その他の事業	54

I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

図－1 廃棄物の分類



※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)

※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの

※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥

※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋸さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／
上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）
（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）

※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

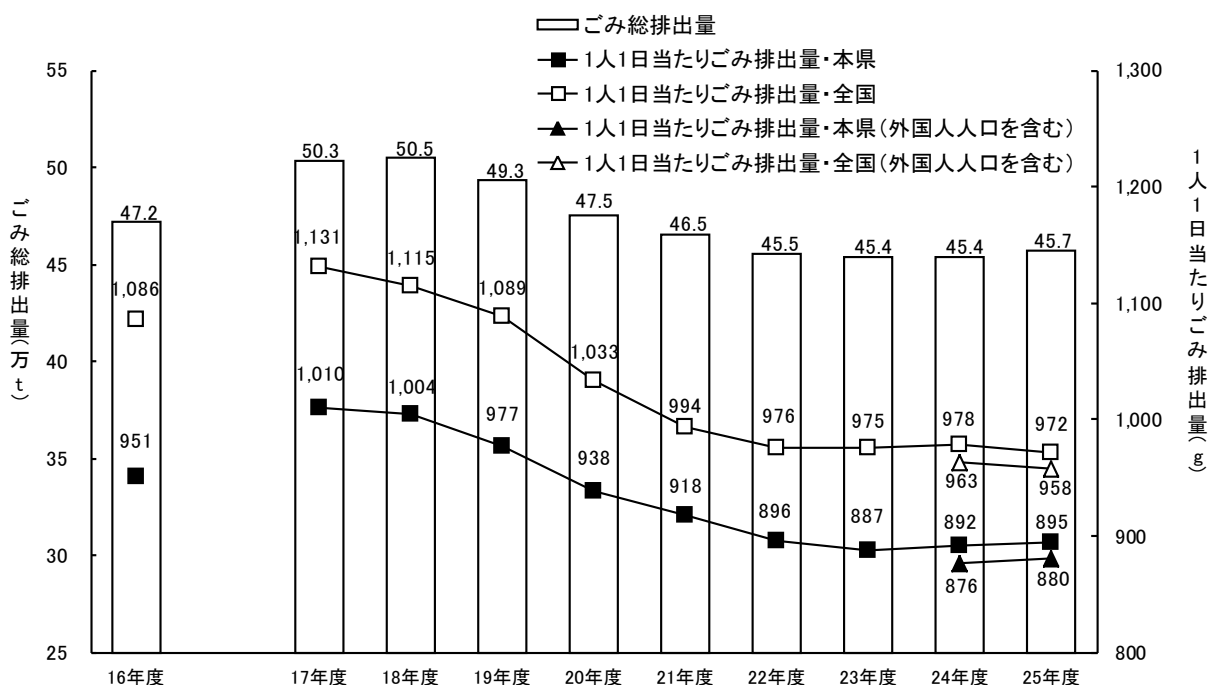
1 ごみの排出量

平成 25 年度における本県のごみ総排出量は 456,649t、1 人 1 日当たりごみ排出量は 880g であり、前年度に比べてごみ総排出量、1 人 1 日当たりごみ排出量ともに増加しています。

また、平成 23 年度以前と同様に総人口に外国人人口を含めず算出した場合、1 人 1 日当たりごみ排出量は 895g となり、こちらについても前年度に比べてごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量は増加しています。なお、全国平均における 1 人 1 日当たりごみ排出量は前年度に比べて減少しています。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は 71%、事業系の割合は 29% となっています。

図－2 ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移



(注1) △および▲は、外国人人口を含む場合の 1 人 1 日当たりごみ排出量（平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となりました。このため、平成24年度から総人口（住民基本台帳人口）に外国人人口を含むことになりました。）

(注2) ごみ総排出量の定義は平成17年度から変更されています。

●ごみ総排出量の定義

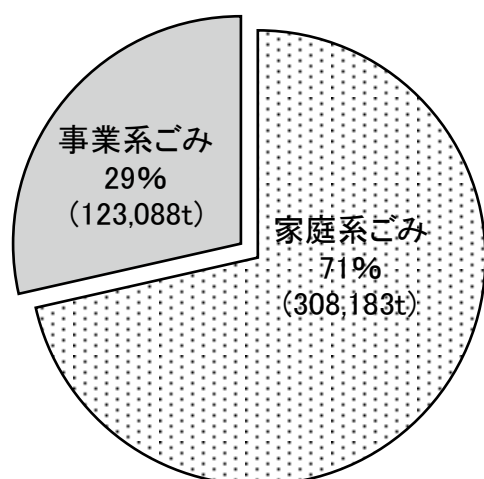
国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成 17 年度実績より「収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量」（旧定義）から、「収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量」（新定義）に変更となり、図－2 においては平成 16 年度と平成 17 年度において差が生じています。

●1 人 1 日当たりごみ排出量

1 人 1 日当たりごみ排出量＝総排出量÷総人口÷365※

※閏年では 366

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成25年度)



搬入量 (t)	
家庭系ごみ	308,183
事業系ごみ	123,088
合計	431,271

表-1 市町別ごみ排出量(平成25年度)

(t)

市町名							直接搬入 ごみ	搬入量(≒ 処理量)	集団回収量	総排出量	自家処理量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	収集ごみ量					
大津市	90,586	2,495	5,693	671	1,116	100,561	2,794	103,355	11,417	114,772	0
彦根市	31,900	1,069	3,135	0	76	36,180	6,824	43,004	2,773	45,777	0
長浜市	25,441	1,670	5,706	98	479	33,394	3,870	37,264	0	37,264	0
近江八幡市	19,587	701	1,746	0	101	22,135	3,669	25,804	1,674	27,478	0
草津市	33,261	288	3,847	0	242	37,638	783	38,421	4,551	42,972	0
守山市	13,443	3,150	6,281	0	226	23,100	1,533	24,633	0	24,633	0
栗東市	13,261	0	4,119	14	751	18,145	1,062	19,207	0	19,207	0
甲賀市	20,040	598	4,710	22	374	25,744	3,943	29,687	0	29,687	0
野洲市	8,708	501	1,586	11	246	11,052	2,478	13,530	1,089	14,619	0
湖南市	12,891	231	1,345	0	28	14,495	668	15,163	732	15,895	0
高島市	13,683	396	1,197	32	16	15,324	3,143	18,467	239	18,706	0
東近江市	24,950	1,092	2,113	4	237	28,396	2,675	31,071	1,720	32,791	0
米原市	6,554	604	2,201	27	133	9,519	866	10,385	16	10,401	0
日野町	4,635	136	589	0	0	5,360	684	6,044	655	6,699	0
竜王町	3,478	99	321	0	30	3,928	123	4,051	0	4,051	0
愛荘町	3,451	148	263	74	357	4,293	233	4,526	0	4,526	0
豊郷町	972	138	222	0	560	1,892	323	2,215	0	2,215	0
甲良町	1,154	160	107	0	873	2,294	15	2,309	192	2,501	0
多賀町	1,307	134	152	0	117	1,710	51	1,761	320	2,081	0
合計	329,302	13,610	45,333	953	5,962	395,160	35,737	430,897	25,378	456,275	0

2 ごみ処理の状況

平成 25 年度におけるごみ搬入量は 431, 271t、ごみ処理量は 430, 978t となり、図-4 のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは 61, 590t であり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は 86, 968t となります。最終処分量は 50, 061t で、昨年度よりもわずかに減少しています（前年度最終処分量は 50, 155t）。

図-4 ごみ処理の状況(平成 25 年度)

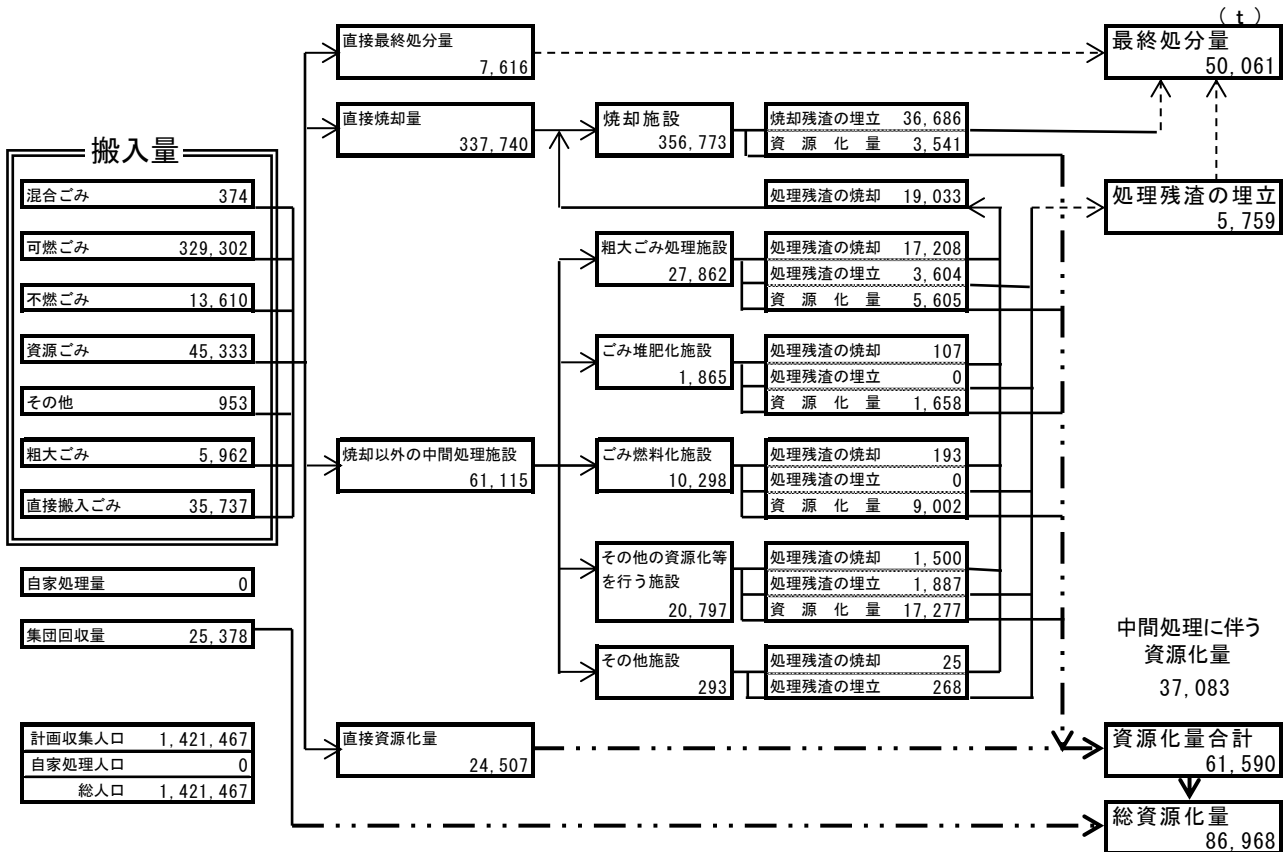
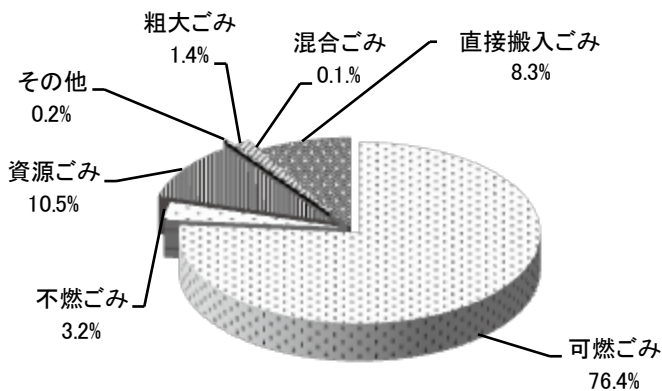
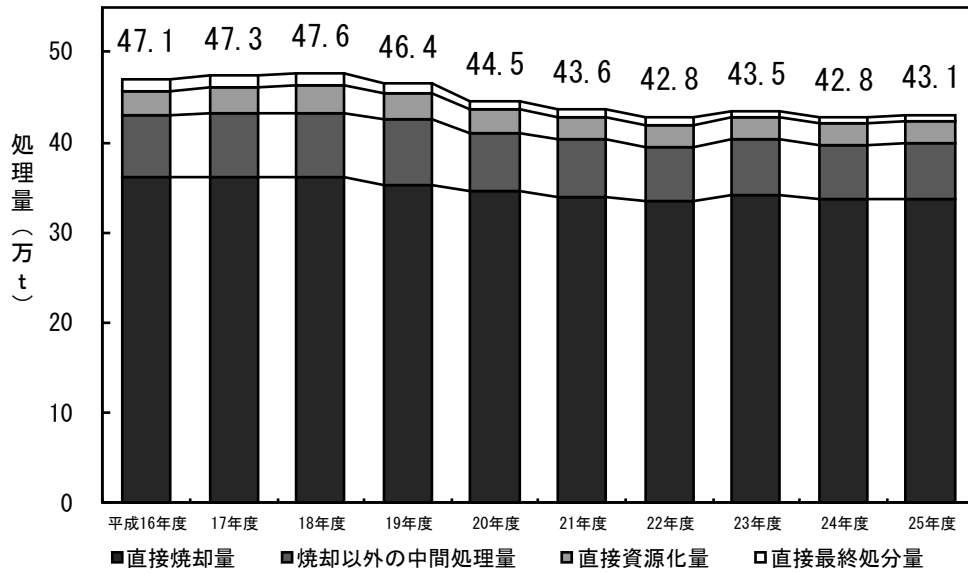


図-5 ごみ搬入量の内訳(平成 25 年度)



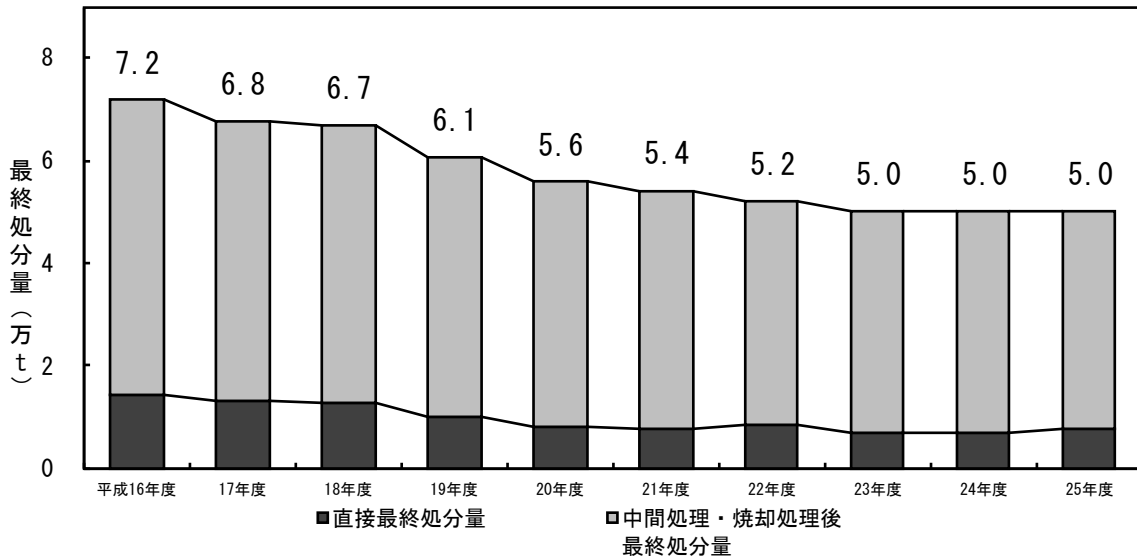
	搬入量 (t)
可燃ごみ	329,302
不燃ごみ	13,610
資源ごみ	45,333
その他	953
粗大ごみ	5,962
混合ごみ	374
直接搬入ごみ	35,737
合計	431,271

図-6 ごみ処理量の推移



	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
直接焼却量	361,752	361,715	360,623	353,538	345,307	338,538	334,927	342,484	336,388	337,740
焼却以外の中間処理量	68,024	70,222	72,362	71,585	64,671	63,971	60,303	60,167	60,160	61,115
直接資源化量	26,973	28,073	30,427	29,107	26,724	25,970	24,643	24,932	24,736	24,507
直接最終処分量	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728	7,616
合計	470,955	473,310	476,356	464,416	444,874	436,135	428,273	434,613	428,012	430,978

図-7 最終処分量の推移



	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
直接最終処分量	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728	7,616
中間処理・焼却処理後最終処分量	57,566	54,363	53,965	50,513	47,658	46,452	43,675	43,084	43,427	42,445
合計	71,772	67,663	66,909	60,699	55,830	54,108	52,075	50,114	50,155	50,061

表-2 市町別ごみ処理量(平成25年度)

(t)

市町名	直接焼却量	直接最終 処分量	資源化					焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設			
大津市	90,965	1,020	5,006	0	0	5,695	0	10,701	669	103,355
彦根市	34,540	2,458	2,537	0	0	2,809	0	5,346	660	43,004
長浜市	27,309	302	3,849	0	0	870	0	4,719	4,934	37,264
近江八幡市	22,177	616	1,166	0	0	438	0	1,604	1,400	25,797
草津市	33,909	0	738	0	0	3,863	293	4,894	0	38,803
守山市	13,711	0	4,372	0	0	1,584	0	5,956	4,966	24,633
栗東市	13,845	111	997	103	0	1,547	0	2,647	2,604	19,207
甲賀市	23,637	374	897	1,579	693	390	0	3,559	2,055	29,625
野洲市	10,191	436	1,316	0	0	527	0	1,843	1,061	13,531
湖南市	13,330	0	488	0	0	688	0	1,176	657	15,163
高島市	13,724	1,441	1,571	0	15	982	0	2,568	533	18,266
東近江市	24,586	103	1,672	0	2,376	246	0	4,294	2,060	31,043
米原市	6,929	47	1,165	183	0	332	0	1,680	1,729	10,385
日野町	5,272	6	171	0	0	70	0	241	522	6,041
竜王町	3,615	2	111	0	0	37	0	148	284	4,049
愛荘町	0	82	373	0	3,578	273	0	4,224	221	4,527
豊郷町	0	271	560	0	1,162	222	0	1,944	0	2,215
甲良町	0	175	873	0	1,154	107	0	2,134	0	2,309
多賀町	0	172	0	0	1,320	117	0	1,437	152	1,761
合計	337,740	7,616	27,862	1,865	10,298	20,797	293	61,115	24,507	430,978

(注1) その他の資源化を行う施設：不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

(注2) その他施設：資源化を目的とせず、埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設



安元 悠雅さん(大津市立平野小学校4年)の作品

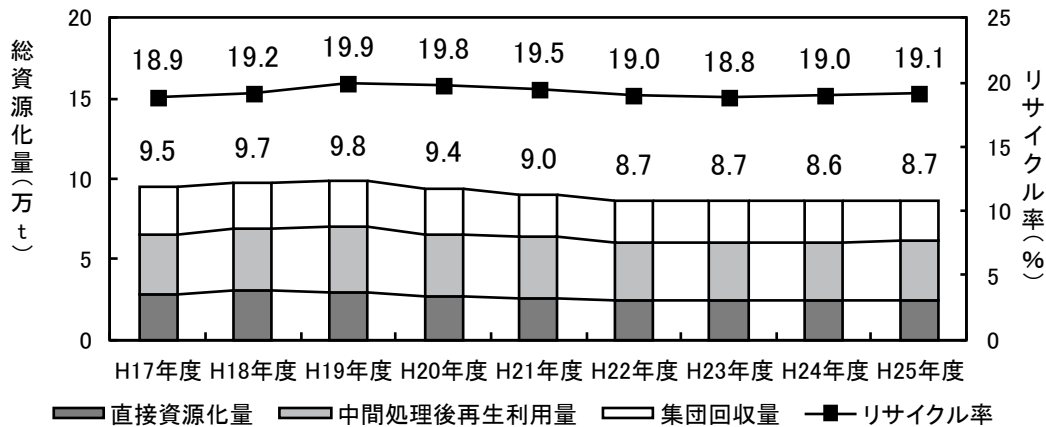
3 資源化の状況

平成 25 年度の総資源化量は 86,968t、リサイクル率は 19.1%となっています。

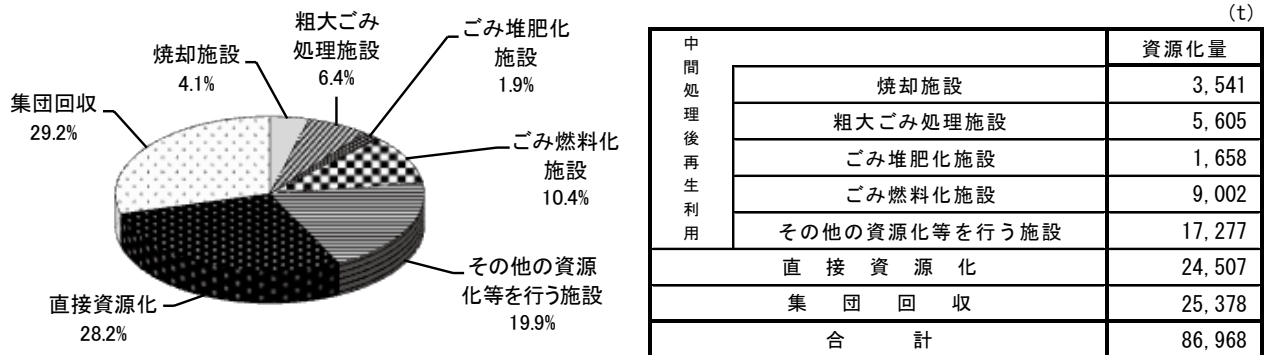
資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ 1/3 ずつとなり、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が約半分を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が 50.0%で約半分を占めています。

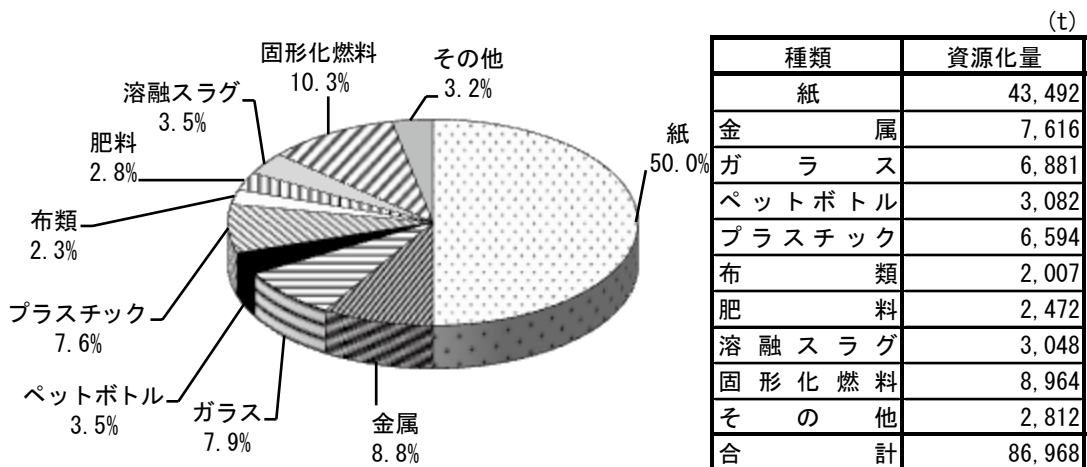
図－8 総資源化量とリサイクル率の推移



図－9 処理施設別資源化量の内訳(平成25年度)



図－10 資源化量の内訳(平成25年度)



表－3 市町別資源化量、リサイクル率(平成 25 年度)

市町名	総人口		ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量		ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
	(人)	うち 外国人人口 (人)		(g)	外国人を 含まない場合 (g)		(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	342,394	4,036	114,772	918	929	103,355	16,440	11,417	14.3
彦根市	112,691	1,997	45,777	1,113	1,133	43,004	6,134	2,773	13.4
長浜市	123,071	2,987	37,264	830	850	37,264	6,326	0	17.0
近江八幡市	82,292	1,143	27,478	915	928	25,797	3,758	1,674	13.7
草津市	126,853	1,841	43,346	936	950	38,803	8,441	4,551	19.5
守山市	79,866	702	24,633	845	853	24,633	6,943	0	28.2
栗東市	66,741	1,015	19,207	788	801	19,207	4,503	0	23.4
甲賀市	93,440	2,594	29,687	870	895	29,625	4,755	0	16.1
野洲市	50,889	487	14,619	787	795	13,531	2,683	1,089	18.4
湖南市	54,918	2,180	15,895	793	826	15,163	2,237	732	14.1
高島市	52,292	434	18,706	980	988	18,266	2,536	239	13.7
東近江市	116,329	2,641	32,791	772	790	31,043	7,293	1,720	22.3
米原市	40,558	465	10,401	703	711	10,385	2,323	16	22.3
日野町	22,449	395	6,699	818	832	6,041	1,633	655	24.4
竜王町	12,734	106	4,051	872	879	4,049	579	0	14.3
愛荘町	21,232	715	4,526	584	604	4,527	4,205	0	92.9
豊郷町	7,388	121	2,215	821	835	2,215	1,944	0	87.8
甲良町	7,543	49	2,501	908	914	2,309	2,326	192	93.0
多賀町	7,787	21	2,081	732	734	1,761	1,909	320	91.7
合計	1,421,467	23,929	456,649	880	895	430,978	86,968	25,378	19.1



小野 葵衣さん（大津市立平野小学校4年）の作品

表-4 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況（平成25・26年度）

[平成25年度]

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
	(t/年)																			
大津市	1,068.1	251.7	0.0	251.7	1,200.9	284.3	0.0	284.3	—	—	—	—	747.8	622.8	622.8	0.0	—	—	—	—
彦根市	415.2	409.4	0.0	409.4	318.7	311.3	0.0	311.3	176.5	169.2	0.0	169.2	261.5	258.6	258.6	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	233.4	228.6	0.0	228.6	184.1	184.9	0.0	184.9	65.0	64.2	0.0	64.2	178.1	177.0	21.5	155.5	—	—	—	—
草津市	431.9	405.5	0.0	405.5	262.4	237.2	0.0	237.2	155.1	142.2	0.0	142.2	295.8	269.7	269.7	0.0	—	—	—	—
守山市	204.3	204.3	0.0	204.3	160.1	160.1	0.0	160.1	81.7	81.7	68.2	13.5	191.6	185.2	185.2	0.0	—	—	—	—
栗東市	197.8	174.6	0.0	174.6	127.1	123.8	0.0	123.8	54.6	46.4	0.0	46.4	133.5	130.2	130.2	0.0	89.7	89.7	0.0	89.7
甲賀市	288.4	288.4	0.0	288.4	222.6	222.6	0.0	222.6	70.6	70.6	0.0	70.6	162.4	157.2	0.0	157.2	—	—	—	—
野洲市	156.4	156.4	0.0	156.4	107.3	107.3	0.0	107.3	48.3	46.3	0.0	46.3	154.3	131.1	131.1	0.0	—	—	—	—
湖南市	166.5	166.5	0.0	166.5	93.5	93.5	0.0	93.5	49.7	49.7	0.0	49.7	153.5	157.8	0.0	157.8	—	—	—	—
高島市	227.8	207.2	0.0	207.2	182.2	161.5	0.0	161.5	45.5	47.9	47.9	0.0	120.1	100.2	100.2	0.0	—	—	—	—
東近江市	179.8	170.6	0.0	170.6	93.5	93.5	0.0	93.5	49.7	49.7	0.0	49.7	153.5	157.8	0.0	157.8	—	—	—	—
日野町	70.2	70.2	0.0	70.2	60.3	60.3	0.0	60.3	16.7	16.7	0.0	16.7	60.8	57.6	57.6	0.0	—	—	—	—
竜王町	35.2	35.2	0.0	35.2	28.8	28.8	0.0	28.8	9.6	9.6	0.0	9.6	32.0	30.5	30.5	0.0	—	—	—	—
愛荘町	43.4	43.4	0.0	43.4	42.5	42.5	0.0	42.5	9.2	9.2	0.0	9.2	43.4	43.4	43.4	0.0	—	—	—	—
豊郷町	19.7	19.7	0.0	19.7	21.3	21.3	0.0	21.3	4.3	4.3	0.0	4.3	94.8	94.8	94.8	0.0	—	—	—	—
甲良町	19.2	19.2	0.0	19.2	21.6	21.6	0.0	21.6	4.4	4.4	0.0	4.4	48.6	48.6	48.6	0.0	—	—	—	—
多賀町	16.0	16.0	0.0	16.0	12.8	12.8	0.0	12.8	4.5	4.5	0.0	4.5	34.5	34.5	34.5	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	434.8	430.2	0.0	430.2	352.3	346.4	0.0	346.4	117.9	126.6	0.0	126.6	328.1	326.6	0.0	326.6	8.8	8.8	0.0	8.8
合計	4,208.2	3,297.4	0.0	3,297.4	3,491.9	2,513.6	0.0	2,513.6	961.5	943.4	116.1	827.3	3,194.4	2,983.4	2,028.6	954.8	98.5	98.5	0.0	98.5

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,300.3	1,144.2	1,144.2	0.0	—	—	—	—	455.4	400.2	241.5	209.5	15.8	15.8	—	—	5,029.7	2,928.4
彦根市	1,357.8	777.6	777.6	0.0	—	—	—	—	131.3	112.2	30.1	25.6	0.7	0.7	125.8	125.8	2,817.7	2,190.4
近江八幡市	—	—	—	—	0.4	0.4	0.2	0.1	100.5	100.5	41.2	41.2	14.1	14.0	275.4	275.4	1,092.2	1,086.2
草津市	1,107.4	1,000.2	1,000.2	0.0	—	—	—	—	154.7	153.7	76.2	75.7	—	—	334.3	311.0	2,817.7	2,595.2
守山市	1,007.9	977.1	977.1	0.0	—	—	—	—	82.0	82.0	78.0	78.0	21.7	21.7	653.8	653.8	2,481.1	2,443.8
栗東市	725.5	731.0	731.0	0.0	—	—	—	—	99.8	99.8	29.7	29.7	2.2	2.1	465.8	465.8	1,925.5	1,893.0
甲賀市	519.7	362.2	0.0	362.2	23.6	17.1	0.0	17.1	106.4	106.4	51.4	51.4	13.7	13.7	337.7	337.7	1,796.5	1,627.3
野洲市	372.2	201.6	201.6	0.0	—	—	—	—	70.0	70.0	43.9	43.9	—	—	120.3	120.3	1,070.8	877.0
湖南市	429.9	429.9	0.0	429.9	2.2	2.2	0.0	2.2	65.3	55.3	17.7	17.3	0.6	0.7	89.0	89.0	1,067.9	1,061.9
高島市	0.0	0.2	0.2	0.0	—	—	—	—	81.1	81.1	37.5	37.5	0.8	0.8	161.3	161.3	856.4	797.8
東近江市	—	—	—	—	3.8	2.9	2.9	0.0	183.3	183.3	60.6	60.6	9.8	9.9	742.8	742.8	1,476.8	1,470.9
日野町	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	30.8	30.8	8.2	8.2	0.2	0.2	49.1	49.1	296.5	293.3
竜王町	—	—	—	—	0.4	0.3	0.3	0.0	10.9	10.9	15.6	15.6	2.1	2.1	34.1	34.1	168.9	167.2
愛荘町	—	—	—	—	0.5	0.5	0.0	0.5	34.6	34.6	23.0	23.0	—	—	17.2	17.2	213.8	213.8
豊郷町	—	—	—	—	4.9	4.9	4.9	0.0	12.7	12.7	3.2	3.1	—	—	11.5	11.5	172.4	172.3
甲良町	—	—	—	—	1.7	1.7	1.7	0.0	7.9	7.9	4.0	4.0	—	—	—	—	107.2	107.2
多賀町	—	—	—	—	1.2	1.2	1.2	0.0	5.8	5.8	2.0	2.0	1.1	1.1	—	—	77.9	77.9
湖北広域行政事務センター	972.2	974.8	974.8	0.0	27.6	10.6	0.0	10.6	194.3	194.2	66.4	66.4	63.6	60.5	—	—	2,565.9	2,544.9
合計	7,792.8	6,598.7	5,806.6	792.1	66.6	41.9	11.3	30.5	1,826.7	1,741.4	830.2	792.6	146.3	143.0	3,418.0	3,394.7	26,035.1	22,548.4

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

[平成 26 年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	970.0	783.4	0.0	783.4	573.2	470.6	0.0	470.6	—	—	—	—	697.1	623.8	623.8	0.0	—	—	—	—
彦根市	384.2	380.2	0.0	380.2	308.0	304.2	0.0	304.2	188.3	180.3	0.0	180.3	243.6	237.7	237.7	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	242.0	244.2	0.0	244.2	178.6	178.4	0.0	178.4	68.5	66.8	0.0	66.8	168.4	167.2	19.4	147.9	—	—	—	—
草津市	415.6	395.1	0.0	395.1	257.4	230.2	0.0	230.2	163.4	143.0	0.0	143.0	285.1	256.1	256.1	0.0	—	—	—	—
守山市	257.3	257.3	0.0	257.3	181.6	181.6	0.0	181.6	110.6	110.6	110.6	0.0	181.0	166.8	166.8	0.0	—	—	—	—
栗東市	190.8	168.2	0.0	168.2	118.6	121.9	0.0	121.9	57.2	55.9	0.0	55.9	129.2	128.2	128.2	0.0	101.4	101.4	0.0	101.4
甲賀市	270.0	270.0	0.0	270.0	212.1	212.1	0.0	212.1	75.2	75.2	0.0	75.2	154.1	148.9	0.0	148.9	—	—	—	—
野洲市	142.3	142.3	0.0	142.3	106.1	106.1	0.0	106.1	49.2	49.2	0.0	49.2	150.3	125.5	125.5	0.0	—	—	—	—
湖南市	157.7	157.7	0.0	157.7	91.1	91.1	0.0	91.1	45.9	45.9	0.0	45.9	156.4	139.7	0.0	139.7	—	—	—	—
高島市	217.6	187.4	0.0	187.4	160.8	170.5	0.0	170.5	42.1	61.4	61.4	0.0	102.5	89.3	83.3	6.0	—	—	—	—
東近江市	306.9	192.6	0.0	192.6	229.1	139.5	0.0	139.5	106.0	65.8	0.0	65.8	221.4	212.9	212.9	0.0	—	—	—	—
日野町	76.0	76.0	0.0	76.0	67.3	67.3	0.0	67.3	20.6	20.6	0.0	20.6	57.9	54.7	54.7	0.0	—	—	—	—
竜王町	34.7	34.7	0.0	34.7	28.6	28.6	0.0	28.6	10.3	10.3	0.0	10.3	32.1	30.3	30.3	0.0	—	—	—	—
愛荘町	42.4	42.4	0.0	42.4	44.2	44.2	0.0	44.2	9.1	9.1	0.0	9.1	38.0	38.0	38.0	0.0	—	—	—	—
豊郷町	19.2	19.2	0.0	19.2	20.6	20.6	0.0	20.6	4.4	4.4	0.0	4.4	89.2	89.2	89.2	0.0	—	—	—	—
甲良町	16.1	16.1	0.0	16.1	21.7	21.7	0.0	21.7	4.8	4.8	0.0	4.8	46.8	46.8	46.8	0.0	—	—	—	—
多賀町	15.1	15.1	0.0	15.1	13.7	13.7	0.0	13.7	4.6	4.6	0.0	4.6	33.4	33.4	33.4	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	408.5	412.0	0.0	412.0	336.9	330.2	0.0	330.2	118.0	117.0	0.0	117.0	291.2	291.2	0.0	291.2	—	—	—	—
合計	4,166.3	3,793.8	0.0	3,793.8	2,949.6	2,732.5	0.0	2,732.5	1,078.2	1,024.8	172.0	852.8	3,077.8	2,879.6	2,146.0	733.6	101.4	101.4	0.0	101.4

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,566.4	1,289.5	1,289.5	0.0	—	—	—	—	375.7	350.9	183.8	170.9	13.2	13.2	—	—	4,379.4	3,702.2
彦根市	1,242.5	724.0	724.0	0.0	—	—	—	—	133.4	122.9	41.5	41.5	—	—	134.5	134.5	2,676.1	2,125.4
近江八幡市	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	91.2	91.2	38.8	38.8	15.5	15.5	267.5	267.5	1,070.9	1,069.9
草津市	1,056.3	958.7	958.7	0.0	—	—	—	—	145.5	146.6	78.4	78.9	—	—	340.7	340.7	2,742.3	2,549.3
守山市	1,011.0	977.5	977.5	0.0	—	—	—	—	74.1	74.1	76.7	76.7	20.6	20.6	656.5	656.5	2,569.2	2,521.6
栗東市	731.6	714.8	714.8	0.0	—	—	—	—	108.5	108.5	32.6	32.6	1.9	2.2	509.0	509.0	1,980.8	1,942.7
甲賀市	—	—	—	—	22.3	15.5	0.0	15.5	134.8	134.8	56.1	56.1	30.2	30.2	392.2	392.2	1,347.0	1,334.9
野洲市	367.7	173.0	173.0	0.0	—	—	—	—	65.2	65.2	40.6	40.6	—	—	129.3	129.3	1,050.7	831.2
湖南市	428.0	428.0	0.0	428.0	0.9	0.9	0.0	0.9	63.0	71.8	21.0	19.0	0.9	0.7	92.3	92.3	1,057.2	1,046.9
高島市	1.2	0.4	0.4	0.0	—	—	—	—	68.1	68.1	37.0	37.0	0.6	0.6	148.2	148.2	778.0	762.8
東近江市	—	—	—	—	4.0	3.2	3.2	0.0	192.8	192.8	70.2	70.2	9.2	9.2	501.5	501.5	1,641.0	1,387.6
日野町	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.0	28.6	28.6	8.5	8.5	0.2	0.2	49.4	49.4	308.7	305.4
竜王町	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	9.8	9.8	18.1	18.1	2.0	2.0	36.6	36.6	172.5	170.7
愛荘町	—	—	—	—	0.3	0.3	0.0	0.3	32.0	32.0	21.3	21.3	—	—	18.8	18.8	205.9	205.9
豊郷町	—	—	—	—	4.3	4.3	4.3	0.0	11.7	11.7	1.8	1.8	—	—	10.8	10.8	161.9	161.9
甲良町	—	—	—	—	1.6	1.6	1.6	0.0	7.5	7.5	2.9	2.9	—	—	—	—	101.4	101.4
多賀町	—	—	—	—	1.3	1.3	1.3	0.0	5.3	5.3	1.8	1.8	1.0	1.0	—	—	76.3	76.3
湖北広域行政事務センター	1,020.5	1,008.8	1,008.8	0.0	22.2	12.2	0.0	12.2	188.9	188.9	60.7	60.7	60.8	54.1	—	—	2,507.7	2,475.0
合計	7,425.1	6,274.6	5,846.7	428.0	57.8	40.0	11.0	28.9	1,735.9	1,710.5	791.8	777.5	156.0	149.3	3,287.3	3,287.3	24,827.1	22,771.1

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

表一五 ごみ処理の詳細

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 総人口 (人)	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467
② 計画処理区域内人口 (人)	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467
③ 計画収集人口 (人)	1,357,876	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467
④ 自家処理人口 (人)	1,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 収集ごみ量 (t/日)	1,182	1,196	1,207	1,182	1,138	1,117	1,077	1,084	1,088	1,084
⑥ 直接搬入量 (t/日)	104	101	98	88	84	86	96	83	85	98
⑦ 自家処理量 (t/日)	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 集団回収量 (t/日)	82	82	78	76	80	72	73	72	71	70
a 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑦)	1,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑧)	(1,369)	1,379	1,363	1,347	1,303	1,275	1,246	1,240	1,244	1,251
1日1人当たり排出量A (a/①)	951	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1日1人当たり排出量B (b/①)	(1,007)	1,010	1,004	977	938	918	896	887	876	880
	(1,146)	1,131	1,116	1,089	1,033	994	976	975	963	958

(注1) 国では、平成17年度より総排出量の定義を a総排出量 (計画収集量+直接搬入量+自家処理量) から b総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)へ変更しています。(2ページ参照)

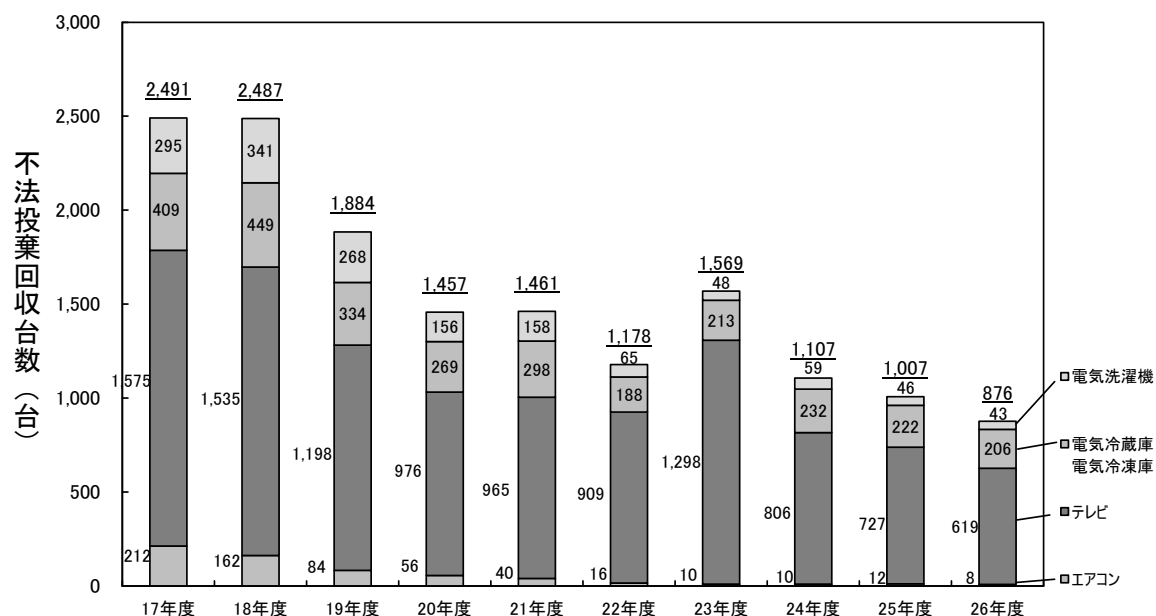
(注2) 平成24年度から総人口に外国人口を含んでいます。

●廃家電4品目の不法投棄状況

家電リサイクル法（平成13年4月施行）では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の4品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電4品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電4品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。

不法投棄された廃家電4品目の回収台数の推移



平成21年度から、電気洗濯機に「電気衣類乾燥機」が、テレビに「液晶・プラズマ式テレビ」が追加されました。

●レジ袋削減の取組

事業者、県民団体および行政で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、平成 25 年 2 月に「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年 4 月より県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

このレジ袋削減の取組は、ごみの減量や資源の節約という直接的な効果だけでなく、環境保全に対する意識を高め、普段の生活の中で環境にやさしいライフスタイルを心がけていただくことを目指しています。取組の一環として、買い物に出かける時に限らず、外出の際にはマイバッグを携帯する「マイバッグ携帯」の啓発活動を実施しており、レジ袋削減に関するさらなる取組の拡大を図っています。

◆協定締結者の役割

○事業者

【レジ袋無料配布中止実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 80%以上を目標に、レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグ等の持参を呼びかける。
- ・ レジ袋の有料販売による収益金が生じた場合は、環境保全活動や地域・社会貢献活動等に還元する。



【レジ袋削減の取組実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 60%以上を目標に、マイバッグ等の持参を呼びかける等によりレジ袋の削減に取り組む。

○団体

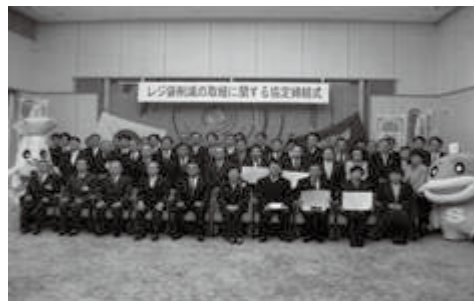
- ・ 自らがマイバッグ等の持参を実践するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。

○行政

- ・ レジ袋削減の取組を広報するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。

◆協定締結者(平成 27 年 12 月末時点)

- ・ レジ袋無料配布中止実施事業者：28 者(189 店舗)
- ・ レジ袋削減取組実施事業者：7 者(8 店舗)
- ・ 団体：12 団体
- ・ 行政：18 市町および県



◆協定参加事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率

平成25年12月	平成26年3月	平成26年5月	平成26年12月	平成27年3月
88.8%	89.2%	89.5%	89.2%	89.6%

レジ袋平均辞退率：全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割ったもの。

●循環型社会の構築

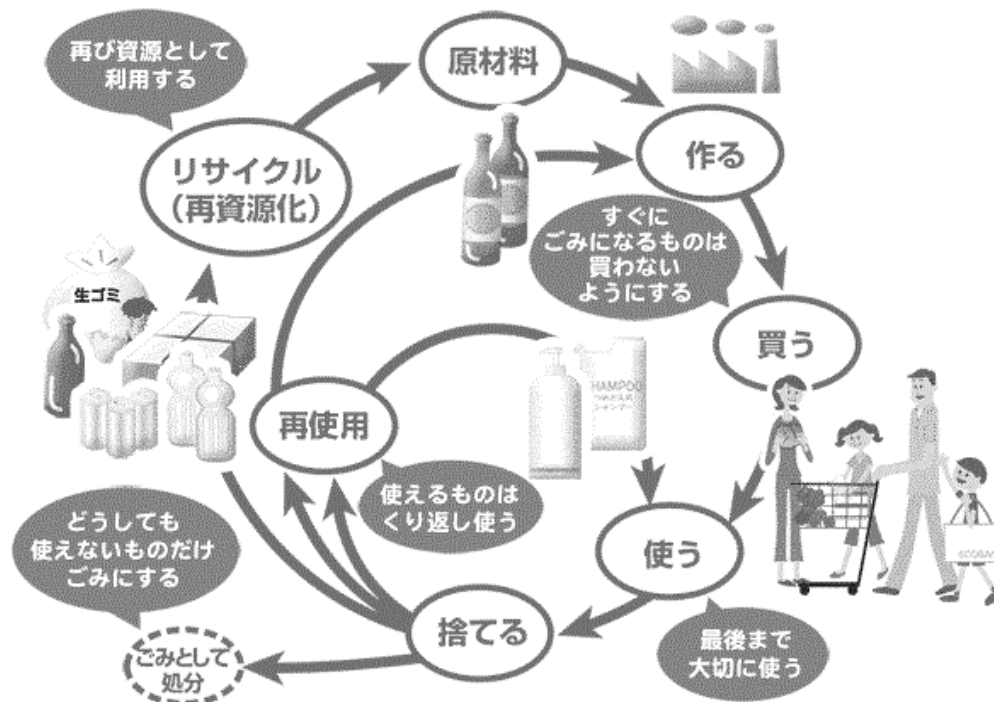
廃棄物の処理においては、従来の「単に燃やして埋める」という「ごみ処理」から、「ごみ」を「資源」として捉え、ごみの発生抑制や資源化を徹底的に行う循環型社会への転換を図っていかねばなりません。このため、平成 23 年 8 月に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量に関する目標やそのための進めるべき取組、県民・事業者・行政など関係者の役割を取りまとめました。

市町では、既にごみの分別収集や資源化が進められていますが、さらに焼却施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するサーマルリサイクルを進めるなど、循環型社会の構築を目指した取組が求められています。

また、平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法では、質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設されました（平成 20 年度から開始）。この仕組みは、質の高い分別収集を行う市町村に対して、容器包装製造・利用事業者から資金が拠出されるというものです。この仕組みにより、分別の質の向上、特に異物混入の多い「プラスチック製容器包装」の質の向上が期待されています。

さらに、平成 25 年度 4 月には小型家電リサイクル法が施行され、デジタルカメラや携帯電話など希少な金属を多く使用した小型家電製品の回収・リサイクルが始まりました。県内においても、11 市町で制度に基づくリサイクルが導入されているほか、5 市町が環境省の採択を受けた実証事業に参加するなど、その取組が広がりつつあります。

我々の生活を見直していけば、循環型社会の構築のためにできることは多くあります。今後とも県民・事業者・行政などが一体となって、循環型社会を構築していく必要があります。



●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。

さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図ってきました。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される環境美化活動時の回収ごみ量をみると減少傾向にありますが、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。

このため、引き続き監視・パトロールを実施するとともに、パトロール車による啓発等を実施し、また県民との協働による「淡海エコフオスター制度」により、地域の環境美化活動を支援することで、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成27年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別

(単位：団体)

管 内	平成26年12月末現在	平成27年12月末現在
県管理地域小計	398	383
県庁直轄	35	34
南部環境事務所	50	46
甲賀環境事務所	36	36
東近江環境事務所	95	90
湖東環境事務所	51	52
湖北環境事務所	100	95
高島環境事務所	31	30
市町管理地域小計	13	13
合 計	411	396

◆団体別

企業団体 86%
住民団体 13%
その他 1%

◆場所別

道 路 82%
河 川 14%
その他 4%

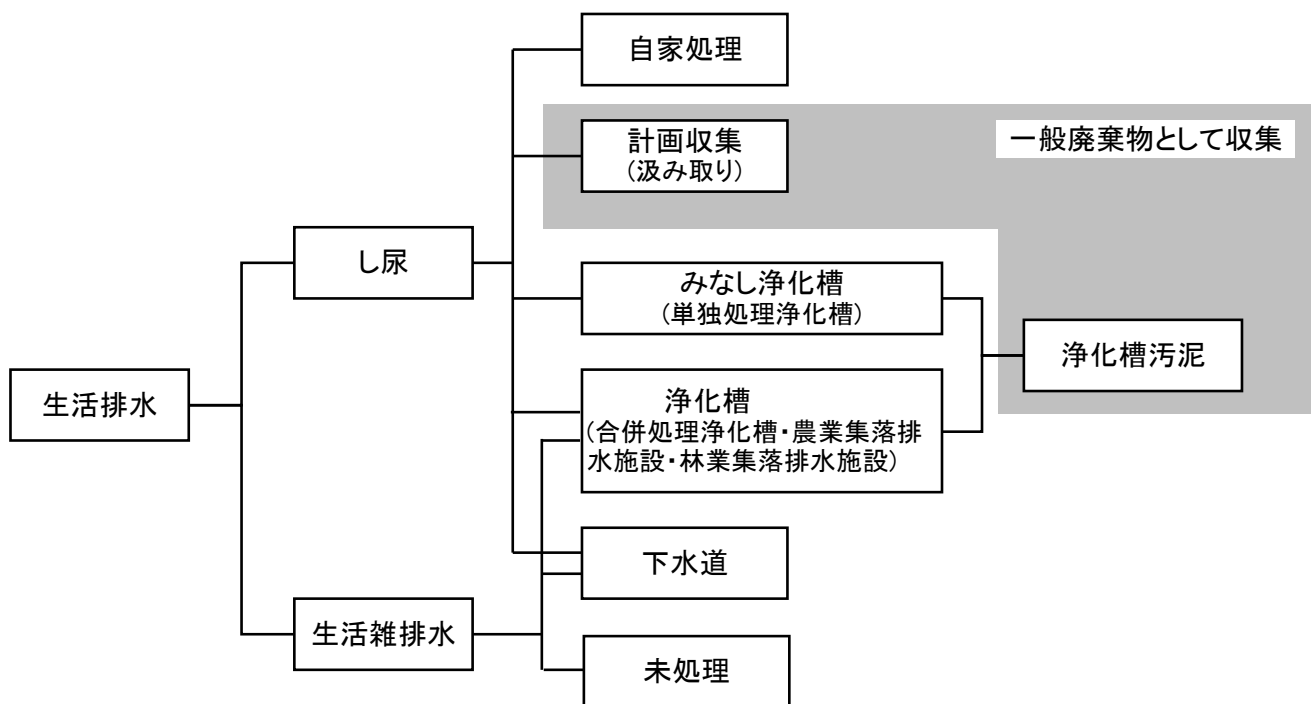
※平成27年12月末現在

Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11 のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽(22 ページ参照)または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分



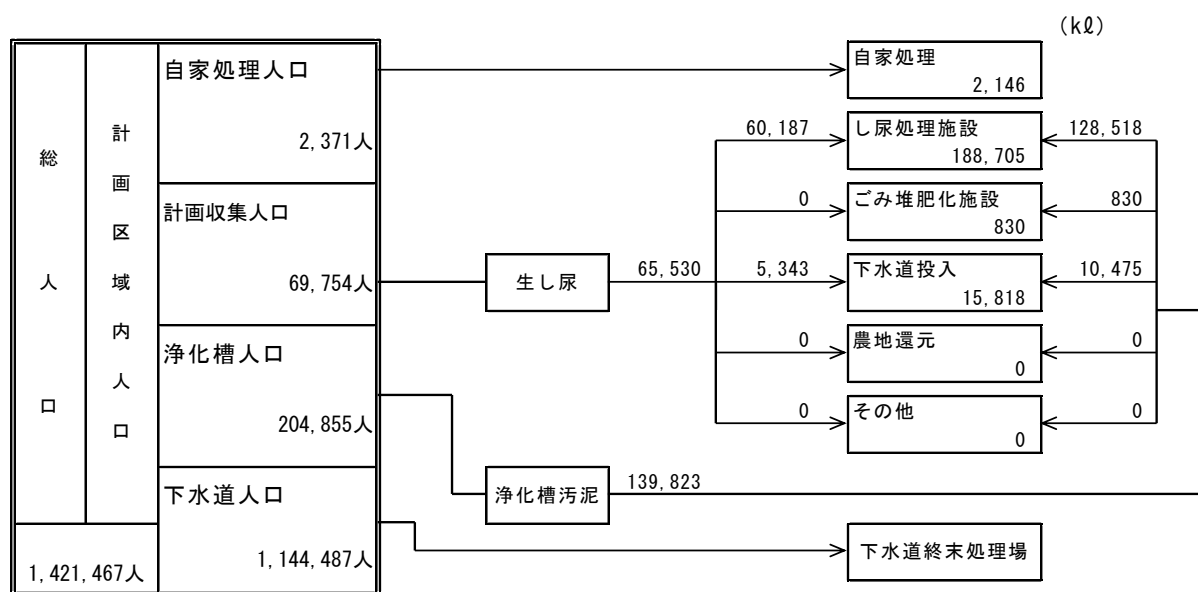
1 し尿処理の状況

平成 25 年度におけるし尿の収集量は生し尿が 65,530kℓ、浄化槽汚泥が 139,823kℓ、合計 205,353kℓで、下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から見ると、水洗化による方法（下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）における人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しています。

なお、平成 24 年度の水洗化人口の比率が前年度の値に比べて 94.3%とわずかに減少しているのは、平成 24 年度から総人口に外国人人口を含むこととなったためです。

図-12 し尿処理の状況(平成 25 年度)



表－6 し尿処理における水洗化人口等の推移

(人)

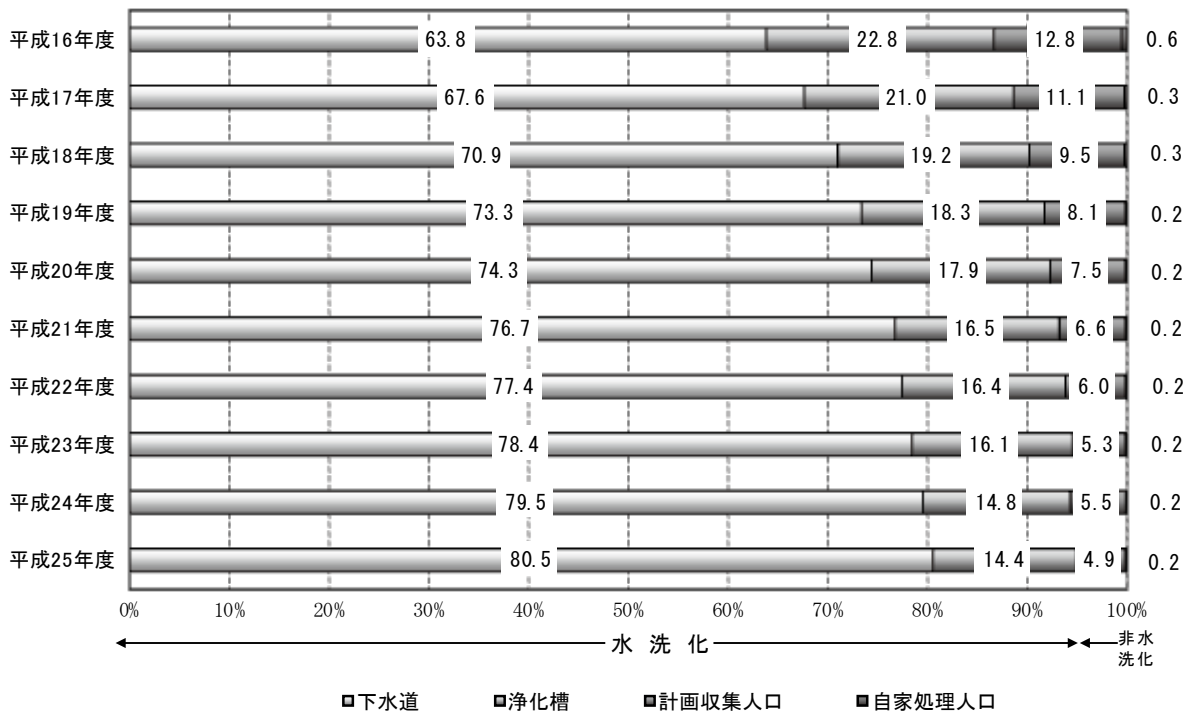
年 度	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,358,978	100.0%	1,365,059	100.0%	1,377,215	100.0%	1,378,678	100.0%	1,388,931	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	866,389	63.8%	922,330	67.6%	977,125	70.9%	1,011,202	73.3%	1,032,608	74.3%
	浄 化 槽	310,434	22.8%	286,636	21.0%	264,610	19.2%	252,481	18.3%	248,772	17.9%
	計	1,176,823	86.6%	1,208,966	88.6%	1,241,735	90.2%	1,263,683	91.7%	1,281,380	92.3%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	174,433	12.8%	151,558	11.1%	131,304	9.5%	111,810	8.1%	104,850	7.5%
	自 家 処 理 人 口	7,722	0.6%	4,535	0.3%	4,176	0.3%	3,185	0.2%	2,701	0.2%
	計	182,155	13.4%	156,093	11.4%	135,480	9.8%	114,995	8.3%	107,551	7.7%

年 度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,389,630	100.0%	1,390,771	100.0%	1,398,183	100.0%	1,419,428	100.0%	1,421,467	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	1,065,690	76.7%	1,076,751	77.4%	1,096,758	78.4%	1,128,509	79.5%	1,144,487	80.5%
	浄 化 槽	229,817	16.5%	228,073	16.4%	225,528	16.1%	210,213	14.8%	204,855	14.4%
	計	1,295,507	93.2%	1,304,824	93.8%	1,322,286	94.6%	1,338,722	94.3%	1,349,342	94.9%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	91,377	6.6%	83,425	6.0%	73,622	5.3%	78,255	5.5%	69,754	4.9%
	自 家 処 理 人 口	2,746	0.2%	2,522	0.2%	2,275	0.2%	2,451	0.2%	2,371	0.2%
	計	94,123	6.8%	85,947	6.2%	75,897	5.4%	80,706	5.7%	72,125	5.1%

(注1) 各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

(注2) 平成24年度から計画収集区域内人口に外国人人口を含んでいます。

図－13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移



表－7 し尿処理の詳細

年 度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	166,678	44.8%	148,724	43.4%	139,594	42.8%	117,324	39.8%	104,729	37.7%
	浄化槽汚泥	205,680	55.2%	194,276	56.6%	186,805	57.2%	177,604	60.2%	172,842	62.3%
	計	372,358	100.0%	343,000	100.0%	326,399	100.0%	294,928	100.0%	277,571	100.0%
自家処理量 (kℓ)		6,491		2,948		5,522		3,352		2,713	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		174,433		151,558		131,304		111,810		104,850	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.62		2.69		2.91		2.87		2.74	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	358,716	96.8%	331,956	96.8%	313,748	97.8%	290,513	98.6%	273,840	98.3%
	ごみ堆肥化施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	下水道投入	6,066	1.6%	5,661	1.7%	4,678	1.5%	4,082	1.4%	4,609	1.7%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	28	0%	0	0%
	海洋投入	5,634	1.5%	5,383	1.6%	2,451	0.8%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	370,416	100.0%	343,000	100.0%	320,877	100.0%	294,623	100.0%	278,449	100.0%

年 度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	93,060	36.5%	85,755	36.0%	77,817	34.7%	70,541	33.3%	65,530	31.9%
	浄化槽汚泥	161,810	63.5%	152,322	64.0%	146,612	65.3%	141,186	66.7%	139,823	68.1%
	計	254,870	100.0%	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%
自家処理量 (kℓ)		2,547		2,438		2,198		2,274		2,146	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		91,377		83,425		73,622		78,255		69,754	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.79		2.82		2.89		2.47		2.57	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	250,327	98.2%	232,583	97.7%	219,639	97.9%	207,539	98.0%	188,705	91.9%
	ごみ堆肥化施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	830	0.4%
	下水道投入	4,543	1.8%	5,494	2.3%	4,790	2.1%	4,188	2.0%	15,818	7.7%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	254,870	100.0%	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%

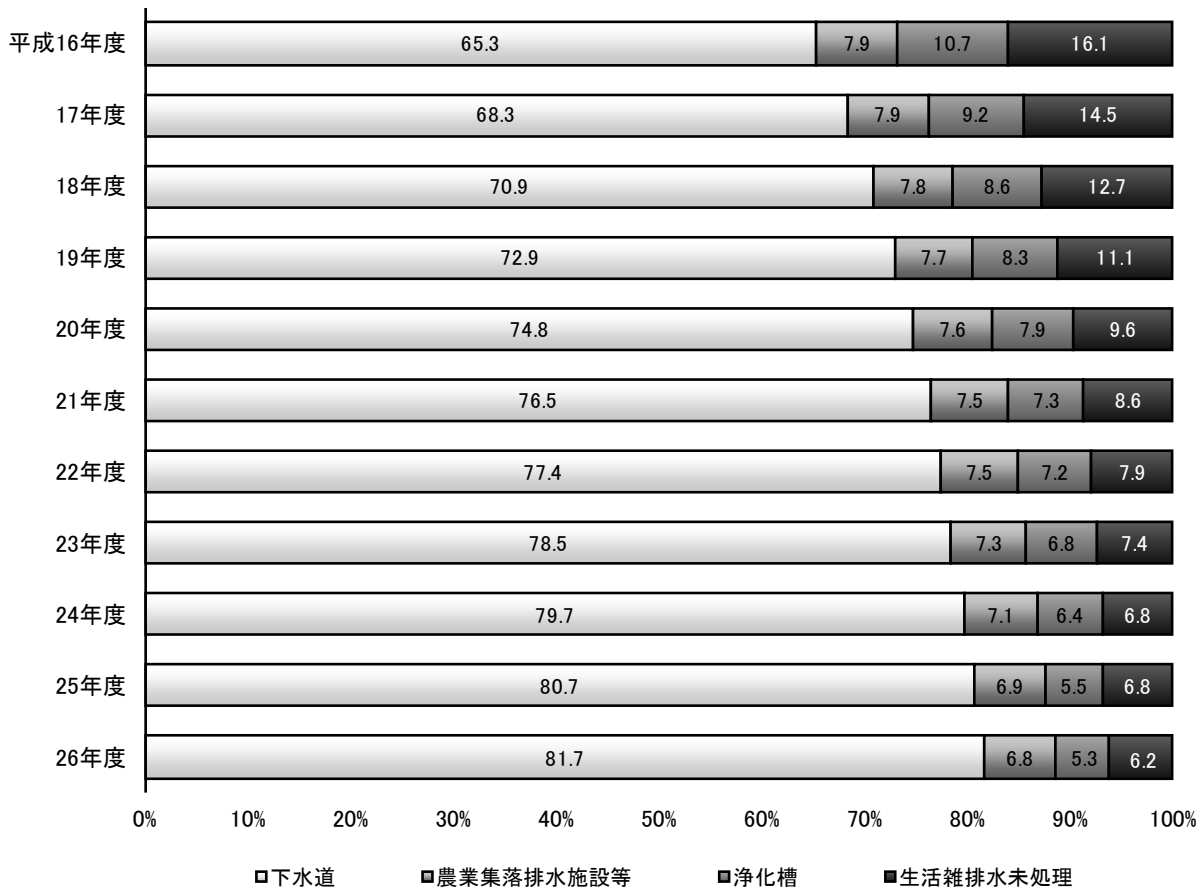
(注1) 平成15、19、23年度は閏年のため、1年を366日で計算しています。

(注2) 平成24年度から計画収集人口に外国人を含んでいます。

2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、平成26年度(平成27年3月末)では、下水道により81.7%、農業集落排水施設等により6.8%、浄化槽により5.3%、合計93.8%となっています。

図-14 生活雑排水処理率の推移



(注) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。

表－8 市町別生活雑排水処理人口(平成26年度末現在)

(人)

市町名	総人口 H27.3.31 (住民基本台帳人口)	生活雑排水 処理人口	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	342,031	331,586	326,663	929	3,994	0
彦根市	112,620	96,433	80,047	4,484	11,902	0
長浜市	121,532	114,741	87,946	24,636	2,159	0
近江八幡市	82,235	76,093	53,425	615	22,053	0
草津市	128,833	125,264	118,366	4,644	2,254	0
守山市	80,867	79,309	73,683	4,335	1,291	0
栗東市	67,289	65,978	65,326	181	471	0
甲賀市	92,533	79,893	60,047	9,833	10,013	0
野洲市	50,768	49,388	46,386	2,817	185	0
湖南市	54,817	51,084	48,210	0	2,874	0
高島市	51,349	46,316	33,514	7,191	5,569	42
東近江市	115,531	107,862	74,293	27,086	6,483	0
米原市	39,982	37,595	32,301	3,641	1,653	0
日野町	22,189	19,264	12,893	4,765	1,606	0
竜王町	12,432	11,301	9,357	840	1,104	0
愛荘町	21,148	19,366	18,668	0	698	0
豊郷町	7,362	6,625	6,503	0	122	0
甲良町	7,467	6,154	5,962	0	192	0
多賀町	7,674	6,744	6,011	408	325	0
合計	1,418,659	1,330,996	1,159,601	96,405	74,948	42



深水 鈴加さん（湖南市立甲西北中学校3年）の作品

表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
総人口(人)		1,353,893	1,359,273	1,365,393	1,371,577
下水道	処理人口(人)	827,645	888,040	932,673	972,208
	処理率(%)	61.1	65.3	68.3	70.9
農業集落排水施設等	処理人口(人)	107,303	107,792	107,941	107,015
	処理率(%)	7.9	7.9	7.9	7.8
浄化槽	処理人口(人)	152,930	144,771	126,197	117,537
	処理率(%)	11.3	10.7	9.2	8.6
生活雑排水処理率(%)		80.4	83.9	85.5	87.3
生活雑排水未処理人口(人)		266,015	218,670	198,582	174,817

		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
総人口(人)		1,377,886	1,382,321	1,386,570	1,390,927
下水道	処理人口(人)	1,005,145	1,034,070	1,060,784	1,077,247
	処理率(%)	72.9	74.8	76.5	77.4
農業集落排水施設等	処理人口(人)	105,475	105,427	104,502	104,148
	処理率(%)	7.7	7.6	7.5	7.5
浄化槽	処理人口(人)	113,960	109,537	101,510	100,298
	処理率(%)	8.3	7.9	7.3	7.2
生活雑排水処理率(%)		88.9	90.4	91.4	92.1
生活雑排水未処理人口(人)		153,306	133,287	119,774	109,234

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
総人口(人)		1,394,472	1,419,426	1,419,414	1,418,659
下水道	処理人口(人)	1,094,515	1,131,743	1,145,416	1,159,601
	処理率(%)	78.5	79.7	80.7	81.7
農業集落排水施設等	処理人口(人)	101,822	100,503	98,499	96,405
	処理率(%)	7.3	7.1	6.9	6.8
浄化槽	処理人口(人)	94,733	90,523	78,409	74,948
	処理率(%)	6.8	6.4	5.5	5.3
生活雑排水処理率(%)		92.6	93.2	93.2	93.8
生活雑排水未処理人口(人)		103,402	96,657	97,090	87,705

(注1) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。

(注2) 平成24年度から計画収集人口に外国人を含んでいます。



川端 天晴さん（湖南市立甲西北中学校2年）の作品

●生活排水対策の推進

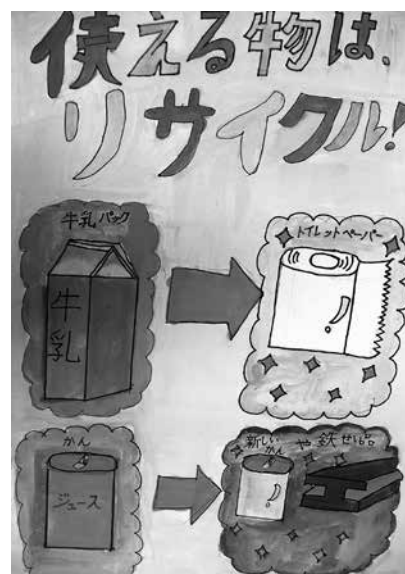
琵琶湖をはじめとする公共水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。平成 26 年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）の全国平均（ただし、福島県を除く。）は 89.5%で、本県は 98.3%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成 9 年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。平成 26 年度末現在、浄化槽の設置数は全県で 35,822 基となっています。今後は、設置後の維持管理の徹底等、課題への取組が必要です。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきたみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。



村井 愛梨さん（近江八幡市立岡山小学校 4 年）の作品

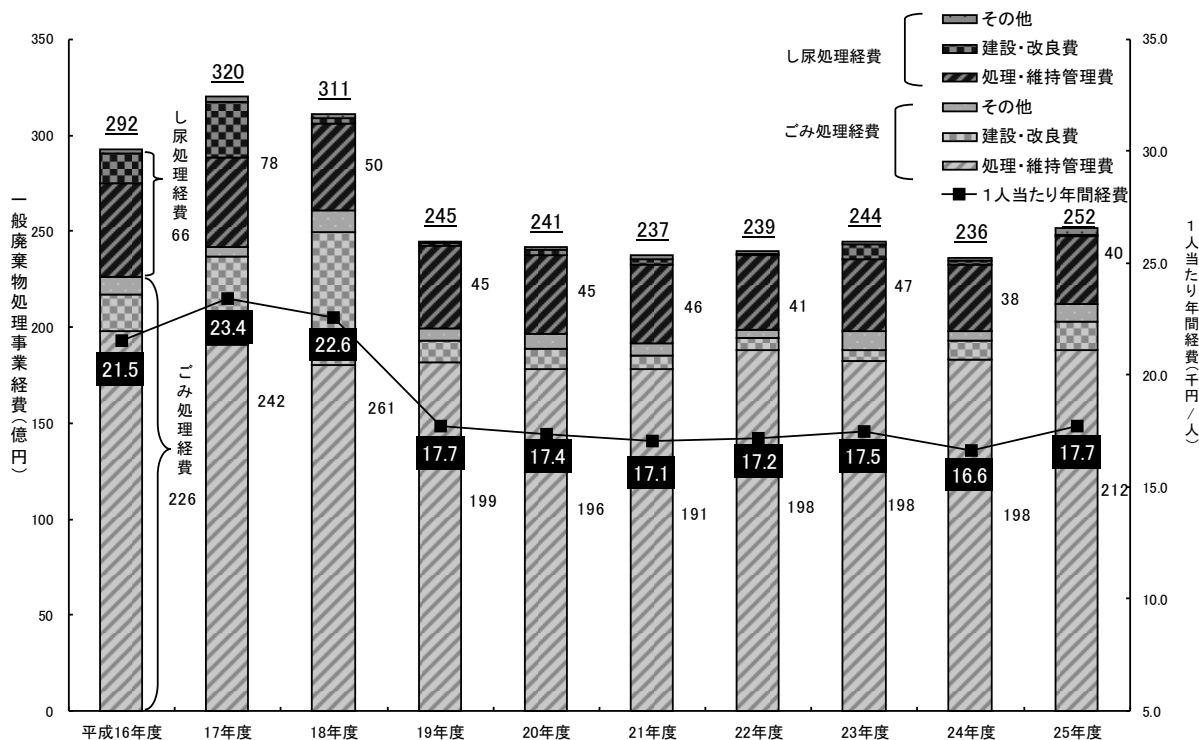
IV 一般廃棄物 処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成 25 年度におけるごみ処理経費は 212 億円、し尿処理経費は 40 億円で、合計 252 億円となっています。これを 1 人当たりの年間経費に換算すると約 17,700 円となります。

また、ごみ処理の有料化の状況は、家庭系可燃ごみ(直接搬入ごみを除く)を有料化しているのは 12 市町で、無料としている 7 市町を上回っています。

図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移



(注) 一般廃棄物処理事業経費=ごみ処理経費+し尿処理経費

(注) 一般廃棄物処理事業経費には、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)が含まれています。

(注) 平成24年度は総人口に外国人人口を含めて算出しています。



村田 樹音さん(草津市立老上小学校4年)の作品

表-10 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※1を除く）（平成27年12月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ			家庭系資源ごみ (プラスチック類) ※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ	
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○	○		○	
彦根市			○			○		○	○		○	
長浜市	○	A				○	○		○ ※6	○	○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○ ※4	○ ※4	○	
草津市	○	B		○	B			○	○		○	
守山市	○	A		○	A		○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○	
野洲市	○	A		○	A		○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○	○		○	
高島市			○			○ ※3		○	○		○	
東近江市			○	分別収集なし				○	○		○	
米原市	○	A				○	○		○ ※6	○	○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料		○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○ ※5	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○ ※5	○	
豊郷町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
甲良町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合計	12		7	6		5	7	12	13	8	19	0

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除きます。

※3 分別収集を行っているのは、旧高島町地域のみ。平成28年4月以降は、全地域で実施予定。

※4 旧近江八幡市地域のみ申込みによる粗大ごみの収集を実施(有料)。旧安土町地域は拠点を設置して回収を実施(無料)。

収集回数は品目によって異なります。

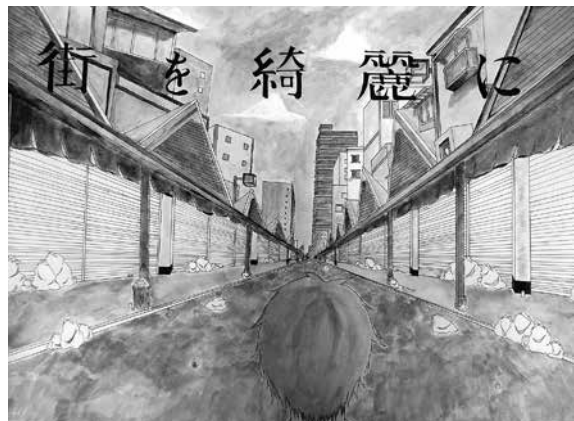
※5 1年間に2回、拠点を設置して回収を実施(無料)。それ以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)。

※6 年間2回の集積所収集(無料)。戸別収集を実施(有料)(H27.10から)。

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定。

B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。



福田 光彩さん（長浜市立北中学校2年）の作品

2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成27年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は8団体となっています。

表-11 事務組合一覧(平成27年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市(旧木之本町、余呉町、西浅井町地域を除く) 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理 ・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、業の許可及び施設建設の計画施行
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市(旧木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	○火葬場 霊柩車
八日市布引ライフ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市旧安土町地域(し尿のみ) 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理 ○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市(旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6218	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○市税の滞納整理 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-5454		
湖東広域衛生管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	豊桶苑(事務局) 0749-35-4058	東近江市(旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・業の認可、施設建設の計画施行 ○可燃ごみの中間処理並びに廃乾電池の処分及び施設の設置・運営・管理
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-0366		
愛知郡広域行政組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3階)	0749-45-1416	東近江市(旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行 ○上水道事業 ○火葬場
湖南広域行政組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・業の許可・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事業 ○第二次救急医療に関する事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務 ○休日急病診療所の設置および管理運営に関すること。
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根愛知犬上広域行政組合	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務 ○新たに設置する火葬場の設置および管理運営に関する事務
		522-0013	彦根市中山町381-1	中山投棄場 0749-26-5250	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	○火葬場の設置および管理運営に関する事務 ○最終処分場の設置および管理運営に関する事務

3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

(1) 焼却処理施設

表-12 焼却処理施設一覧(平成27年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	場内温水 場外温水	-	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセンター	170	全連続	1989	場内温水 場外温水	-	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーンセンター(休止中)	100	准連続	1982	場内温水	-	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	-	-	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985	-	-	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	90	全連続	1982	-	-	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	場内温水	-	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5月~休止)	28	バッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 14,239※	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター 第2施設	150	准連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

※ 中部清掃組合の総発電量：平成26年度実績

図-16 焼却処理施設位置図(平成27年12月末現在)

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合
衛生センター第2施設



表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧(平成26年度測定結果)

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m ³ N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m ³ N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.014	5	H27.2
	2号炉	0.14		H27.2
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.11	5	H27.1
	2号炉	0.13		H27.1
彦根市清掃センター	1号炉	0.0027	5	H26.10
	2号炉	0.01		H26.10
	3号炉	0.007		H26.10
近江八幡市立 第2クリーンセンター	1号炉	(休止中)	(休止中)	H24.4休止
	2号炉	(休止中)		H24.4休止
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.021	5	H26.7
	2号炉	0.035		H26.7
	3号炉	0.031		H26.9
守山市環境センター	A炉	0.024	10	H27.7
	B炉	0.0034		H27.7
栗東市環境センター	1号炉	0.000082	5	H26.10
	2号炉	0.014		H26.11
野洲クリーンセンター	1号炉	0.014	10	H26.11
	2号炉	0.011		H26.11
高島市環境センター	1号炉	0.075	5	H27.3
	2号炉	0.16		H27.3
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.0018	5	H27.6
	2号炉	0.0025		H27.6
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1号炉	(休止中)	10 (休止中)	H25.5休止
	2号炉	(休止中)		H25.5休止
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.00058	1	H26.8
	2号炉	0.0012		H26.8
	3号炉	0.00009		H26.8
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1号炉	0.17	5	H26.10
	2号炉	0.10		H26.10
	3号炉	0.21		H26.10
		0.50		H26.11

●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

平成26年度は15施設で排ガス行政検査を実施しましたが、うち1施設で排出基準を超過していました。

排出基準を超過した施設に対しては速やかに使用の停止および改善を命じ、改善後に再度行政検査を行い基準に適合していることを確認しています。

廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	平成26年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	11
産業廃棄物焼却施設 ※2	15
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	6

※1 市町等が設置する家庭ごみ等の焼却施設

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が、一定規模以上の産業廃棄物焼却施設

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの



木谷 おうきさん（長浜市立永原小学校3年）の作品

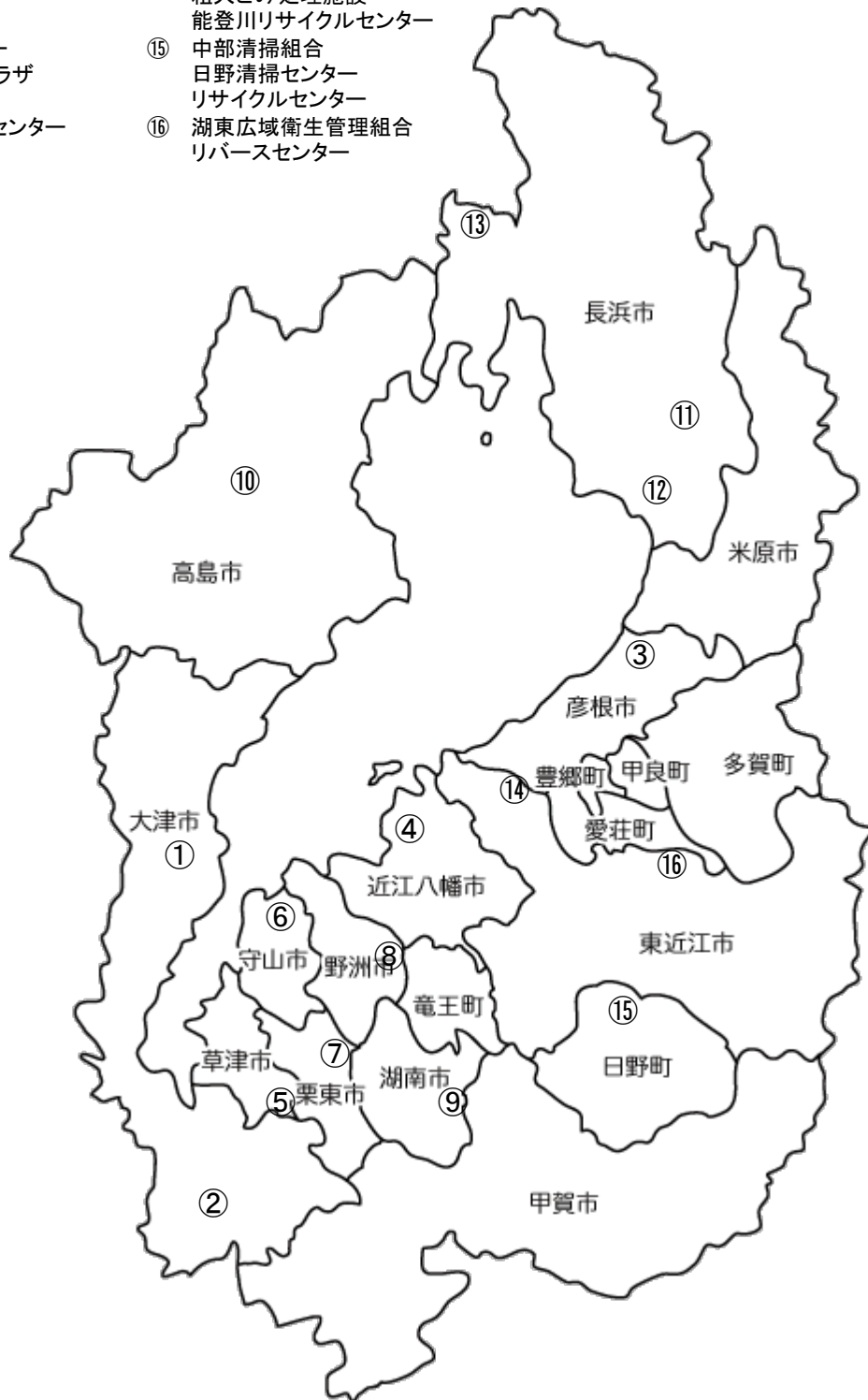
(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表-14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成27年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、ビン、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"	"
"	大津市北部クリーンセンター (北部廃棄物最終処分場)	資源ごみ (ビン)	選別		2014	520-0363	大津市伊香立下龍華町 815-1	077-598-2532
② "	大津市大津クリーンセンター (再資源化施設)	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	21	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
"	大津市大津クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 不燃ごみ	破碎	25	1983	"	"	"
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1990	"	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 その他	4.9	1997	"	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	"
④ 近江八幡市	近江八幡市立 第2クリーンセンター (休止中) (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	2	1991	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
"	近江八幡市立 第2クリーンセンター (資源ごみ処理施設)	紙類 金属類 ペットボトル	圧縮・梱包	2	1998	"	"	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ その他	破碎	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"	"
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破碎・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
⑦ 粟東市	粟東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	6	2002	520-3017	粟東市六地藏31	077-553-1901
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎・圧縮	25	1986	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
"	野洲クリーンセンター (資源化施設)	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	4.8	1998	"	"	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩槻136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1	"	"	"	"
"	"	金属類	圧縮	5.7	"	"	"	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷 236番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"	"
⑪ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 可燃性粗大ごみ	選別 圧縮・梱包 その他	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包	3	"	"	"	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北臨 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成27年12月末現在)

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ① 大津市北部クリーンセンター | ⑫ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ(リサイクルプラザ) |
| ② 大津市大津クリーンセンター | ⑬ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ |
| ③ 彦根市清掃センター | ⑭ 中部清掃組合
粗大ごみ処理施設
能登川リサイクルセンター |
| ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター | ⑮ 中部清掃組合
日野清掃センター
リサイクルセンター |
| ⑤ 草津市立クリーンセンター | ⑯ 湖東広域衛生管理組合
リバーセンター |
| ⑥ 守山市環境センター | |
| ⑦ 栗東市環境センター | |
| ⑧ 野洲クリーンセンター | |
| ⑨ 湖南市リサイクルプラザ | |
| ⑩ 高島市環境センター | |
| ⑪ 湖北広域行政事務センター
クリーンプラント | |



(3) 埋立処分地

表-15 埋立処分地一覧(平成27年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	平成26年度 埋立実績量 (m ³)	平成26年度末 残余容量 (m ³)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	3,750	12,612	山間	1994	有	有
"	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	171,000	6,120	41,202	山間	2001	有	有
"	大津クリーンセンター廃棄物最終 処分場	49,000	340,300	0	0	山間	1994	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	567	72,347	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	9,391	22,216	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	76	1,840	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	416	3,669	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	982	23,293	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	58,000	1,047	9,415	山間	1991	有	有
"	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	56	1,712	山間	1984	有	有
"	高島横山不燃物処理場	5,200	19,600	0	0	山間	1984	有	有
"	新旭不燃物処理場	10,808	160,650	15	201	山間	1968	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	37	27,182	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント H27.3.31埋立完了	18,700	201,672	1,798	18,411	山間	1990	有	有
"	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ H27.4.1供用開始	14,700	97,000	1,078	95,922	山間	2015	有	有
"	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	702	14,996	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	1,680	32,980	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	184	15,533	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	4,755	48,683	山間	1998	有	有

(4) し尿処理施設

表一16 し尿処理施設一覧(平成27年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (k1/日)	処理方法	高度処理		使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (濃集分離処 分)				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段＋高度処理	○	○	1985	520-2273	大津市羽粟1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素＋ 高度処理	○	○	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化＋ 活性汚泥＋ 高度処理	○	○	1978	522-0056	彦根市開出今町1330	0749(24)2497
④ 近江八幡市	第1クリーンセンター	100	標準脱窒素処理	—	—	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	523-0086	近江八幡市津田町18-3	0748(36)5509 ※近江八幡市環境課
⑤ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1976	520-1621	高島市今津町今津770	0740(22)2725
⑥ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段＋高度処理	○	○	1983	529-0367	長浜市湖北町海老江 1049	0749(79)0181
⑦ 八日市布引ライフ 組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1996	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748(22)0465
⑧ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	メタン発酵＋ 標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	2012	528-0005	甲賀市水口町水口6458	0748(62)0809
⑨ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑	80	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749(35)4058
⑩ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素＋ 高度処理	○	○	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

図-18 し尿処理施設位置図(平成27年12月末現在)

- ① 大津市南部衛生プラント
- ② 大津市志賀衛生プラント
- ③ 彦根市衛生処理場
- ④ 第1クリーンセンター
- ⑤ 高島市衛生センター
- ⑥ 湖北広域行政事務センター
第1プラント
- ⑦ 八日市布引ライフ組合
衛生センター
- ⑧ 甲賀広域行政組合
衛生センター第1施設
- ⑨ 湖東広域衛生管理組合
豊楠苑
- ⑩ 湖南広域行政組合
環境衛生センター



(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図-19のとおりで、平成13年度から減少しており、平成26年度末現在35,822基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

図-19 浄化槽設置基数の推移

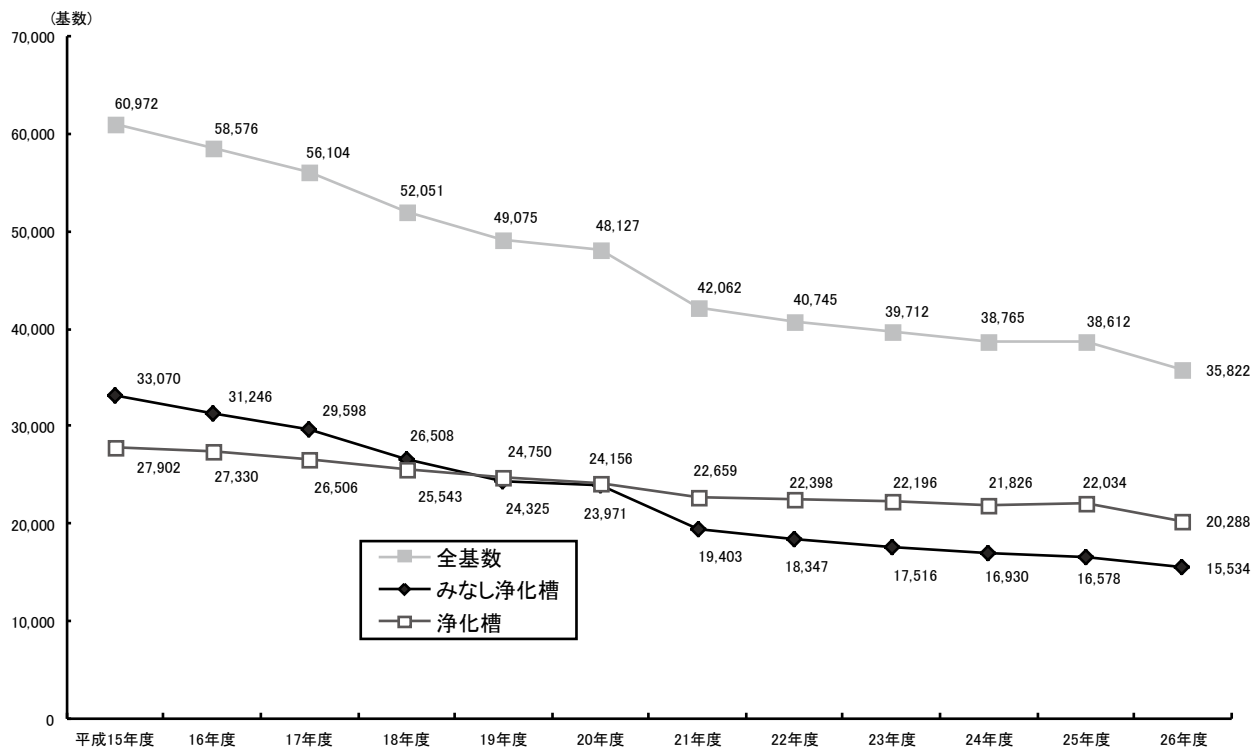


図-20 浄化槽新規設置基数の推移

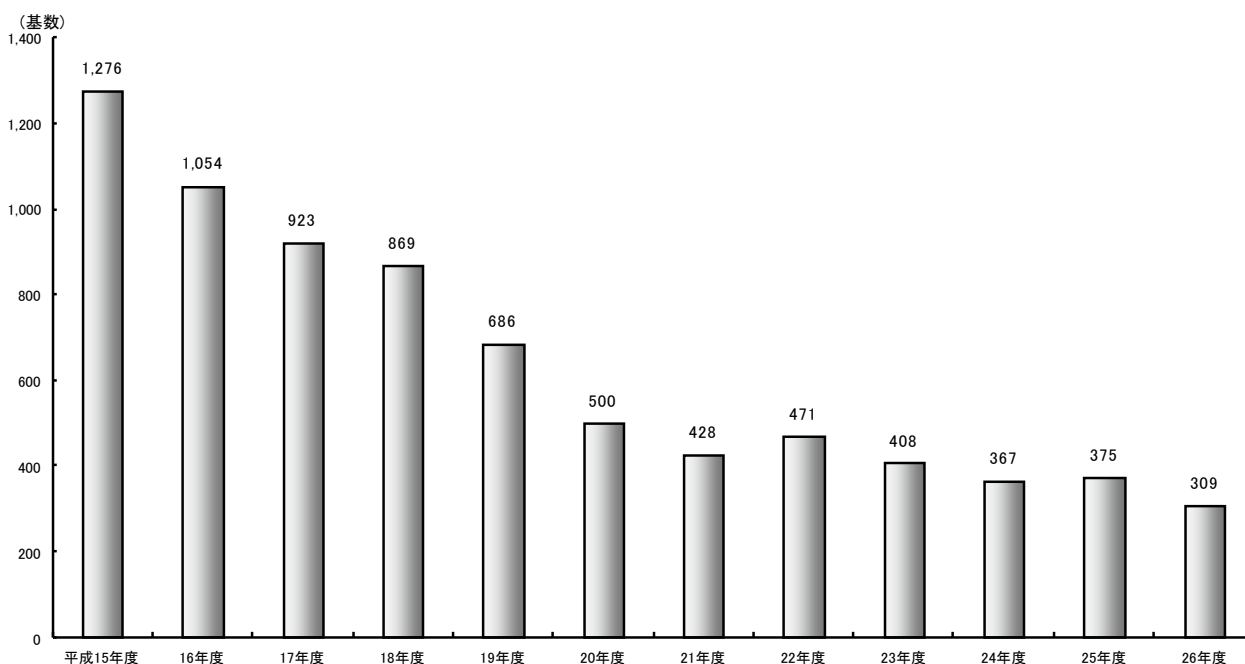


表-17 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
大津市	68	52	57	49	48	43	29	23	15	14	14
彦根市	91	70	37	33	35	27	37	34	29	30	33
長浜市	7	12	7	6	3	7	4	2	1	4	1
近江八幡市	64	61	34	56	58	79	76	95	81	55	37
草津市	35	27	0	2	1	2	0	1	0	0	1
守山市	0	1	1	2	0	1	2	1	1	0	1
栗東市	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	102	51	35	18	0	22	32	22	34	31	33
野洲市	4	0	2	1	1	0	0	1	0	14	0
湖南市	36	36	0	0	26	0	0	0	0	0	0
高島市	98	58	34	23	25	24	20	15	10	14	10
東近江市	30	19	24	14	16	9	11	10	10	8	5
米原市	6	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0
日野町	27	21	5	12	7	7	2	0	0	1	0
竜王町	10	6	7	5	5	5	6	1	3	0	1
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
多賀町	10	9	7	3	4	14	13	13	8	3	3
合計	609	445	252	224	231	240	232	218	192	174	139
県費補助金(千円)	109,339	77,732	36,242	35,427	31,573	36,810	25,866	30,288	29,885	23,224	19,773

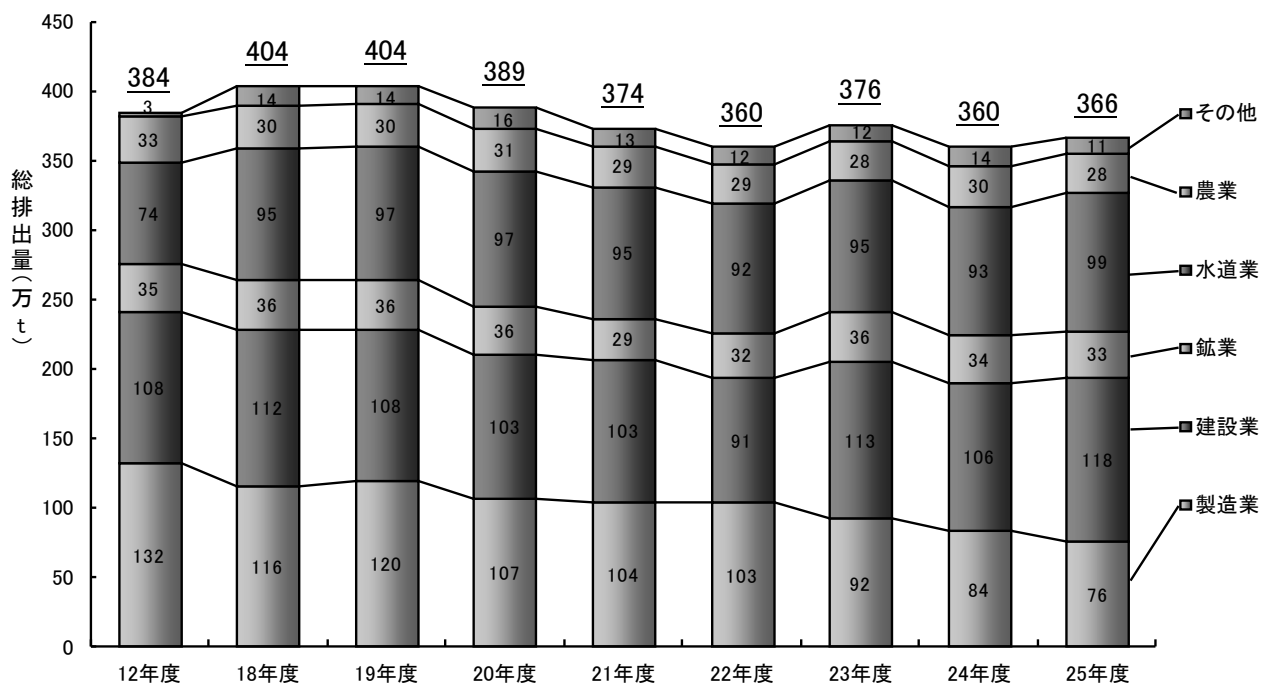
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成 25 年度における産業廃棄物の総排出量は 3,660 千 t となっており、前年度に比べ増加しています。このうち、建設業が 1,184 千 t で最も多く、次いで水道業（下水道業を含む）が 990 千 t、製造業が 757 千 t となっています。

図-21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

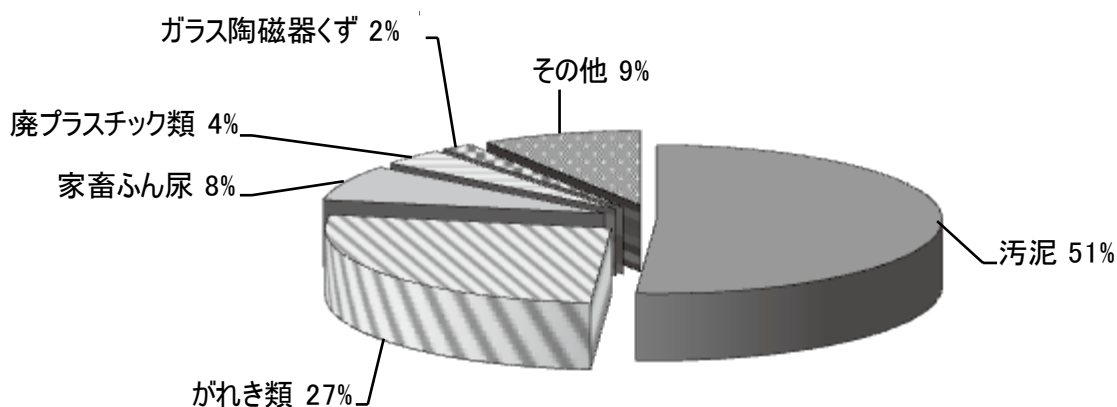
平成 25 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,872 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 979 千 t となっています。

表-18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 25 年度）

	合計		前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
		構成比							
燃え殻	2	0%	1	0	0	0	2	0	1
汚泥	1,872 (234)	51%	1,867 (258)	0	330	14	525	990	14
廃油	50	1%	49	0	0	5	31	0	14
廃酸	12	0%	26	0	0	0	12	0	1
廃アルカリ	52	1%	63	0	0	0	47	0	4
廃プラスチック類	131	4%	145	0	0	32	52	0	48
紙くず	8	0%	5	0	0	5	1	0	2
木くず	108	3%	79	0	0	107	1	0	0
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	14	0%	13	0	0	0	14	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	1%	31	0	0	8	7	0	12
ガラス陶磁器くず	66	2%	85	0	0	24	33	0	9
鉱さい	34	1%	34	0	4	0	28	0	2
がれき類	979	27%	884	0	0	979	0	0	0
ばいじん	1	0%	1	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	282	8%	295	282	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	1	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	21	1%	20	0	0	10	4	0	7
合計	3,660 (2,022)	100%	3,602 (1,993)	283	334	1,184	757	990	113

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図-22 ごみの種類別排出量の内訳（平成 25 年度）



2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,660 千 t のうち、97.2% に当たる 3,559 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,809 千 t (49.4%) が減量化されています。また、総排出量の 48.4% に当たる 1,772 千 t が再生利用され、2.2% に当たる 79 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿、鉱さい等において高くなっています。

図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況（平成 25 年度）

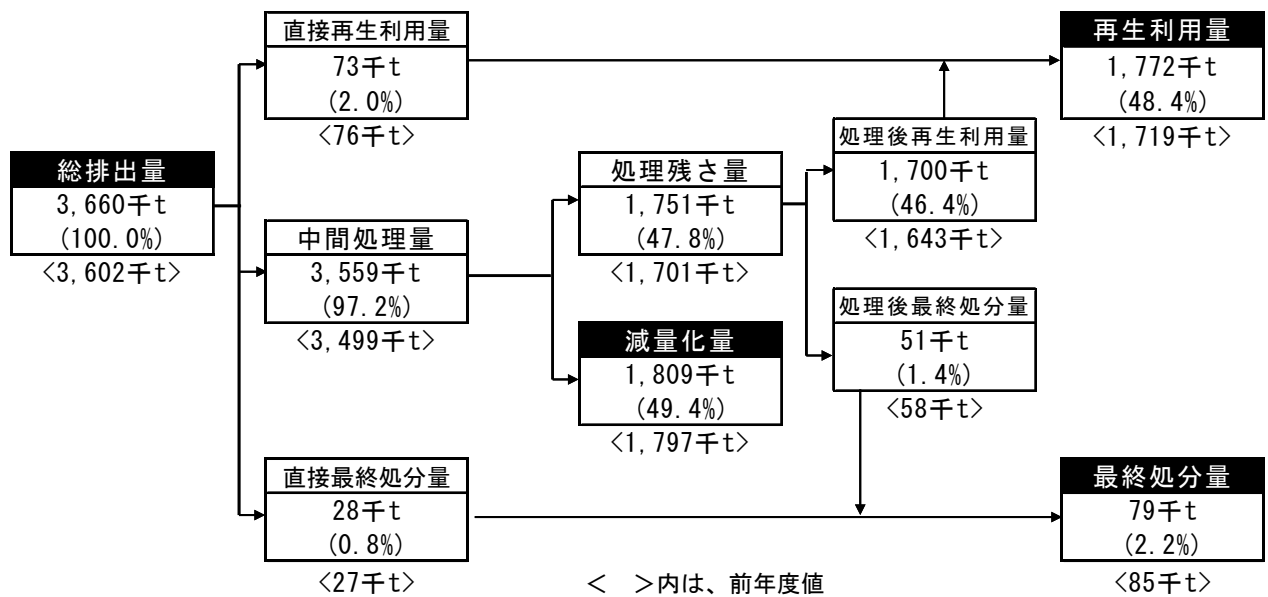
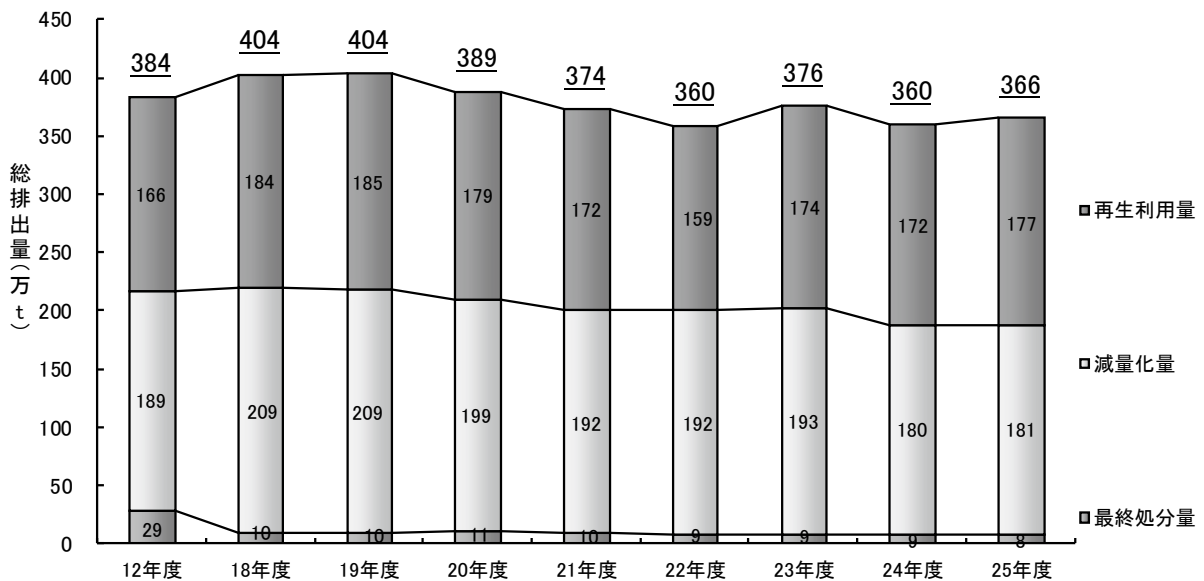
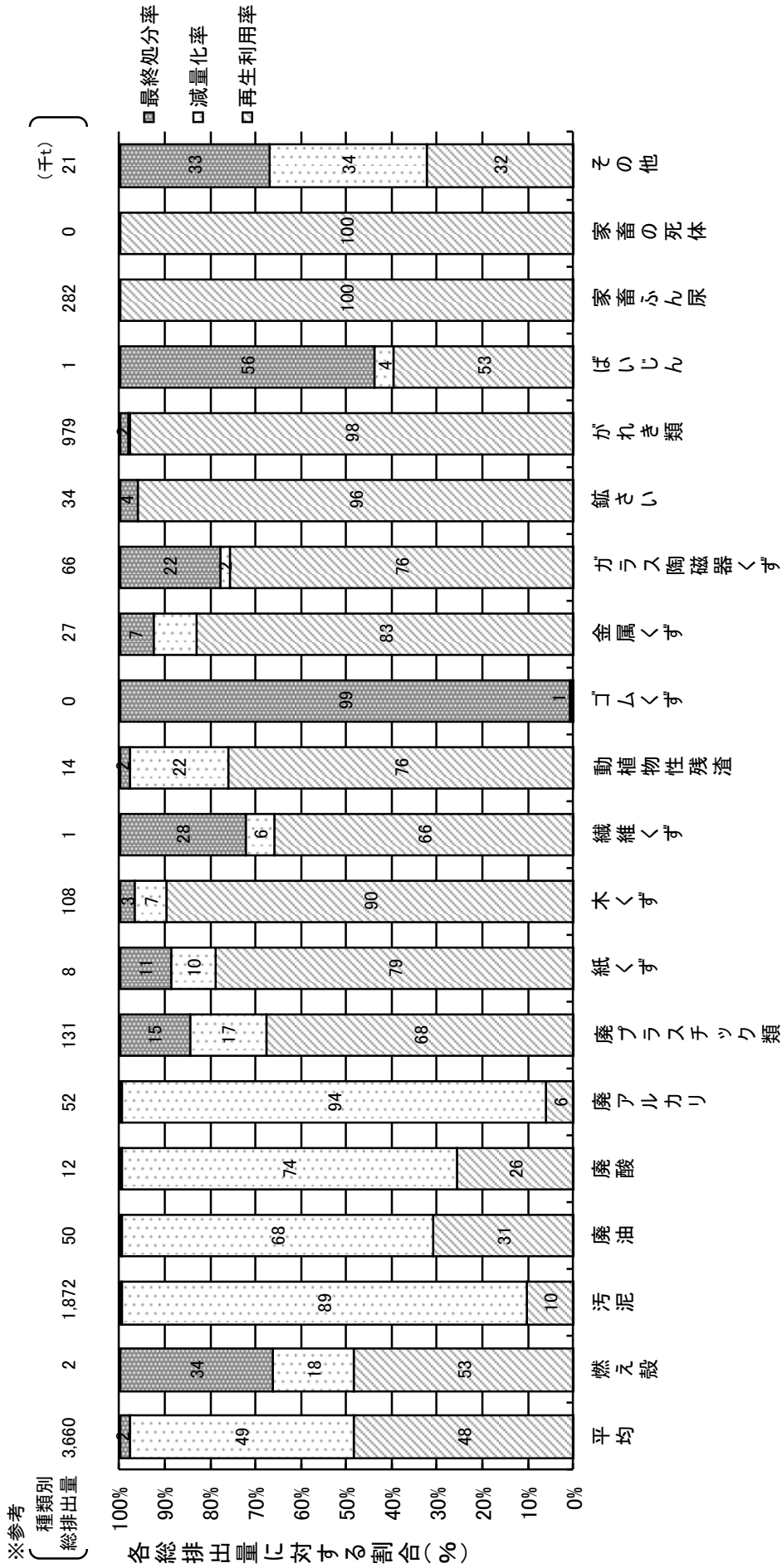


図-24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(平成25年度)



●リサイクル製品認定制度

循環型社会づくりを進めるためには、ごみの発生抑制や再使用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。平成 27 年 10 月末現在の認定製品は 258 製品となっています。



ピワクルエコ製品

●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の 4 つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを本税収を用いて実施しています。

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを「産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）」といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワーク内で情報共有し、事務処理の効率化ができる仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを促進しており、平成 25 年度における県内の電子マニフェスト利用率は 39.6%となっています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 25 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,189,215t となりました。なお、県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 25 年度における県内の中間処理施設による処理量は 1,757,627t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,729,049t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,136,081t、汚泥が 158,171t であり、これらで全体の 74%を占めています。

表-19 中間処理施設での処理量(平成 25 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		52,929	76,665	28,577	0	158,171
	脱水	44,056	0	25,989	0	70,045
	乾燥	4,663	0	2,588	0	7,251
	焼却	299	6,924	0	0	7,223
	その他	3,911	69,741	0	0	73,652
がれき類		1,107	1,134,974	0	0	1,136,081
廃油		0	93,772	0	0	93,772
	油水分離	0	37,568	0	0	37,568
	焼却	0	41,101	0	0	41,101
	その他	0	15,103	0	0	15,103
廃酸・廃アルカリ		3,647	35,986	0	0	39,633
廃プラスチック類		8,771	70,634	0	0	79,405
	焼却	7,982	375	0	0	8,357
	破碎	770	51,755	0	0	52,525
	その他	20	18,504	0	0	18,524
木くず		0	103,139	0	0	103,139
紙くず		0	4,557	0	0	4,557
その他の廃棄物		647	142,221	0	0	142,868
合計		67,101	1,661,948	28,577	0	1,757,627

※公共には、公共関与の処理業者分を含みます。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 25 年度における県内の最終処分場による処理量は 38,311t でした。

表-20 最終処分場での処理量(平成 25 年度)

(t)

施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	0	6,200	327		6,527
管理型				31,784	31,784
合計	0	6,200	327	31,784	38,311



蘆原 桃花さん(守山市立守山中学校3年)の作品

(4) 許可登録状況

平成 25 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 3,116 者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 3,008 者と、全体の 97%となっています。

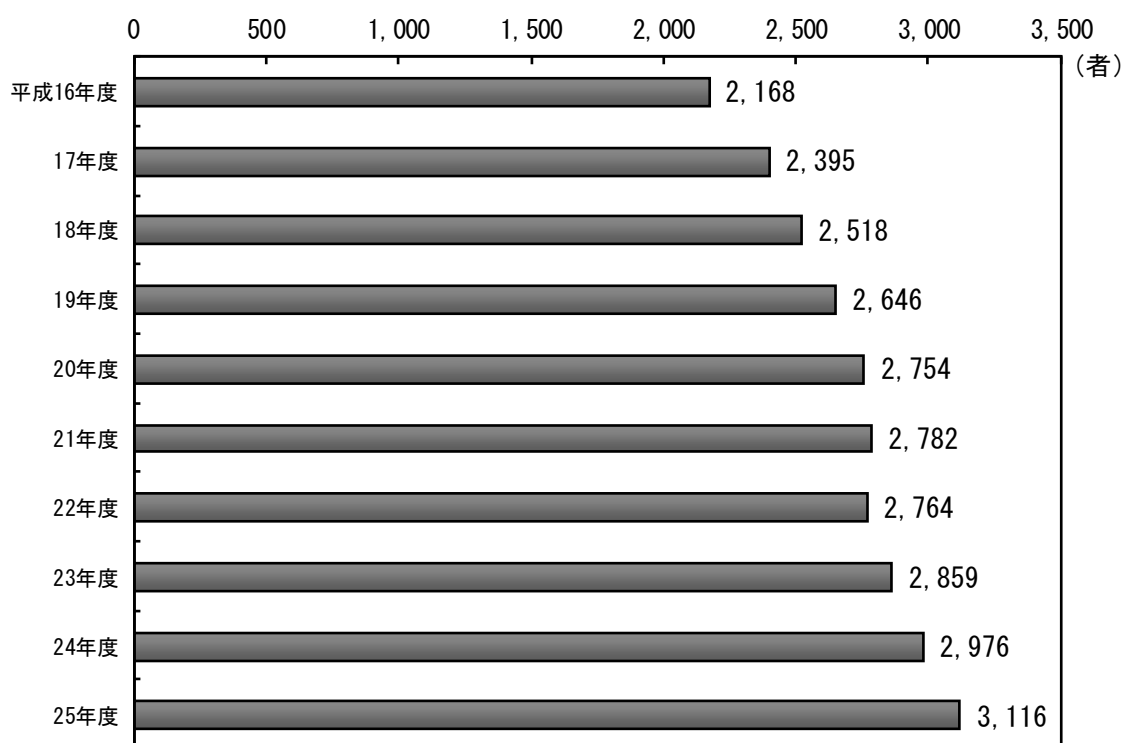
表-21 産業廃棄物処理業 許可業者数 (平成 25 年度末現在)

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	3,116	948	2,168
収集運搬のみ	3,008	852	2,156
中間処理のみ	11	9	2
最終処分のみ	1	1	0
収集運搬 + 中間処理	91	81	10
収集運搬 + 最終処分	1	1	0
中間処理 + 最終処分	0	0	0
収集運搬 + 中間処理 + 最終処分	4	4	0

表-22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数 (平成 25 年度)

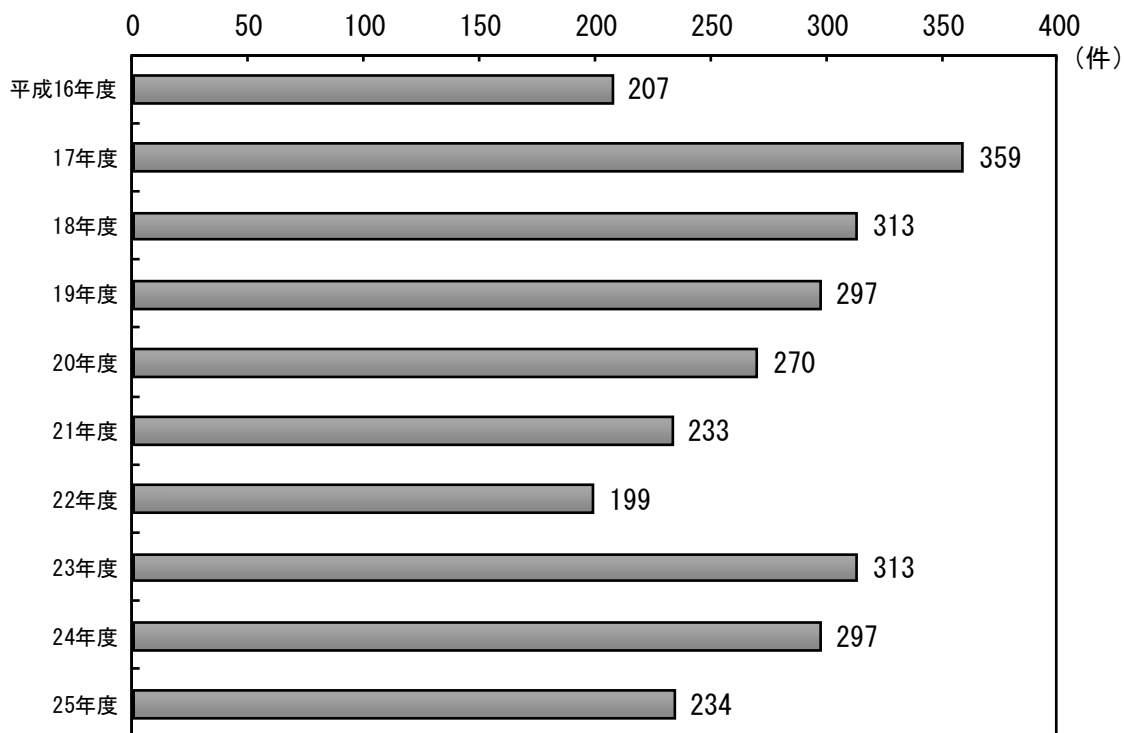
許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	234	2	0	0
更新許可	462	13	1	1
業廃止等	29	4	0	0

図-26 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

図-27 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 25 年度末における産業廃棄物処理施設は 180 施設で、このうち中間処理施設が 171 施設、最終処分場が 9 施設となっています。

表－23 焼却処理施設の設置状況(平成 25 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	5	82.9 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	4	184.2 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	9	56.2 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	14	373.3 (t/日)
計	32	-

表－24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 25 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	29	1,442.6 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79.0 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	7	876.2 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168.0 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	30	2,415.6 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	69	29,335.2 (t/日)
計	139	-

表-25 最終処分場の設置状況(平成25年度末現在)

設置主体		施設の種類				
		安定型	管理型	遮断型	計	
排出事業者 (民間)	施設数	1	0	0	1	
	面積(m ²)	3,414	0	0	3,414	
	容積(m ³)	4,799	0	0	4,799	
	残容積(m ³)	0	0	0	0	
処理業者 (民間)	施設数	6	0	0	6	
	面積(m ²)	31,831	0	0	31,831	
	容積(m ³)	207,877	0	0	207,877	
	残容積(m ³)	50,652	0	0	50,652	
公 共	排出事業者	施設数	1	0	0	1
		面積(m ²)	21,756	0	0	21,756
		容積(m ³)	52,044	0	0	52,044
		残容積(m ³)	19,250	0	0	19,250
	処理業者	施設数	0	1	0	1
		面積(m ²)	0	98,000	0	98,000
		容積(m ³)	0	1,300,000	0	1,300,000
		残容積(m ³)	0	1,032,938	0	1,032,938
公 共 計	施設数	1	1	0	2	
	面積(m ²)	21,756	98,000	0	119,756	
	容積(m ³)	52,044	1,300,000	0	1,352,044	
	残容積(m ³)	19,250	1,032,938	0	1,052,188	
計	施設数	8	1	0	9	
	面積(m ²)	57,001	98,000	0	155,001	
	容積(m ³)	264,720	1,300,000	0	1,564,720	
	残容積(m ³)	69,902	1,032,938	0	1,102,840	

表-26 処理施設の新規設置許可件数(平成25年度)

	新規設置許可件数
中間処理施設	12件 (内訳)
	廃プラスチック類の破碎施設 4 施設
	木くず又はがれき類の破碎施設 4 施設
	廃油の油水分離施設 4 施設
最終処分場	0件

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては、平成 23 年 11 月に(財)大津市産業廃棄物処理公社が解散したため、現在は(公財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

(公財)滋賀県環境事業公社は、国の「廃棄物処理センター」の指定を受け、産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を実施し、平成 20 年 10 月 30 日から供用しています。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要 (平成 27 年 3 月末現在)

事業主体の名称	公益財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分(管理型) 埋立面積: 98,000m ² 全体埋立容量: 1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して滋賀県知事（大津市にあっては、大津市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成22年から平成25年の各年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、事業者から本県に対し届け出られたものは表-28、29のとおりです。

これらPCB廃棄物を保管する事業者は、関係法令に基づき、平成38年度までにその全量の適正処理を行わなければなりません。

表-28 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	91	453	102	394	90	385	91	326
高圧コンデンサ	462	2,363	393	1,907	341	1,573	254	1,074
低圧トランス	14	30	12	22	12	21	20	30
低圧コンデンサ	73	9,908	74	10,929	69	11,081	67	9,872
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	130	56,905	136	59,622	136	57,669	138	58,727

※ 大津市を含んでいません。

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	28	71	39	87	33	86	31	84
高圧コンデンサ	48	142	41	127	33	113	21	100
低圧トランス	2	2	2	2	2	2	2	9
低圧コンデンサ	1	1	1	1	1	1	2	2
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	10	571	9	685	5	133	3	103

※ 大津市を含んでいません。

7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき平成 26 年度に行った事業所等に対する立入調査は 458 件、法に基づく行政処分は 13 件でした。

また、平成 26 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 69 件、検挙者数は 79 人でした。

表-30 立入検査の件数

	平成25年度	平成26年度
立入対象施設数	398	401
立入施設数	398	401
立入施設延べ数	544	458

表-31 行政処分等の件数(平成 26 年度)

行政処分等	件数
改善命令	1
措置命令	0
処理施設使用停止命令	1
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	5
処理業不許可	6
処理施設設置許可取消	0
指導票交付	78

表-32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成 16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
検挙件数(件)	90	88	81	83	82	105	84	86	72	76	69
検挙者数(人)	89	104	106	104	102	127	97	106	87	83	79

※検挙件数は、年単位での集計になっています。



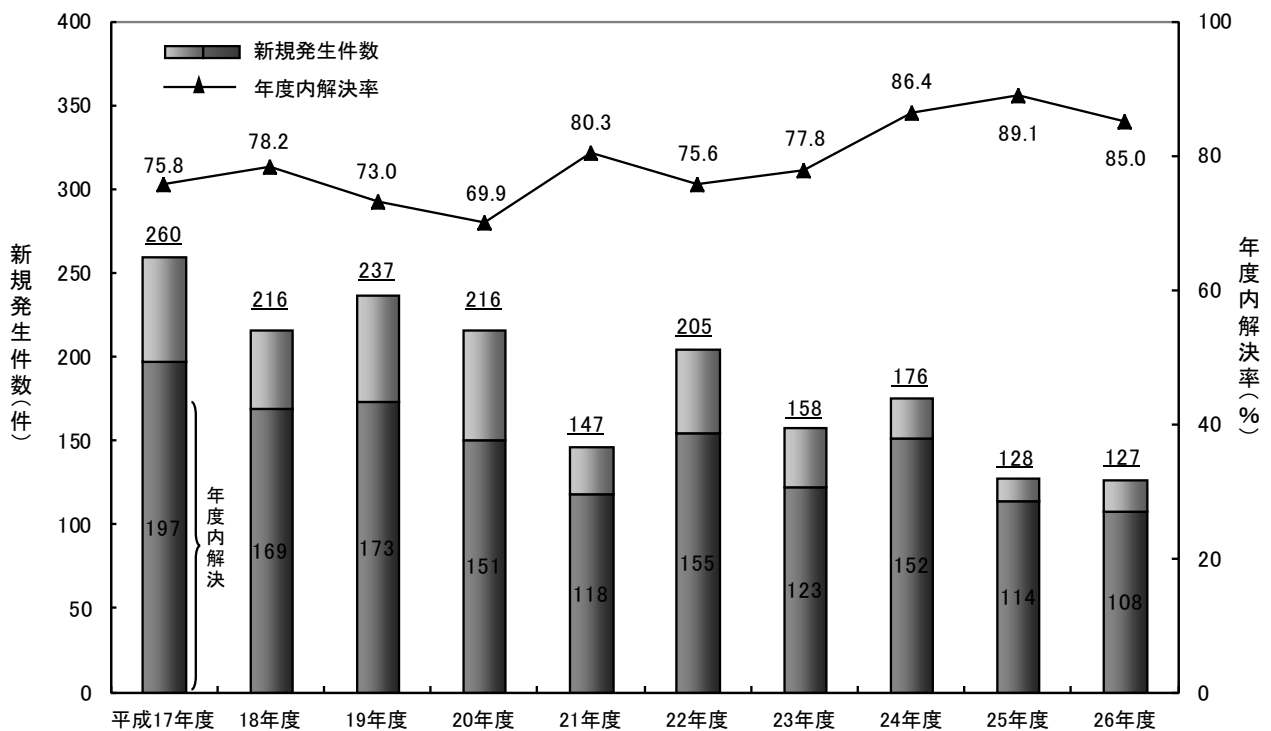
東芝 汰楽さん（長浜市立びわ中学校3年）の作品

8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、平成26年度の新規発生件数は127件で、平成17年度のころの新規発生件数260件に比べると最近は大きく減少しています。しかし、悪質かつ巧妙な手口の不法投棄等の不適正事案は跡を絶たない状況で、平成27年度は、大規模（約11万トン）な不適正事案（不法な廃棄物の埋め立て）が発生しました。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は図-28のとおりです。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含みます。

9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロールを行うほか、休日や早朝・夜間に対応するための民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民などにより構成される不法投棄防止パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を図っています。

(1) 地域ごみ対策会議の開催

産業廃棄物等の不法投棄事案に迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置しています。

当会議では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるための取組を推進しています。

(2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から10月を「不法投棄防止強調月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局・機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ のぼり旗による啓発

●監視指導活動

- ・ 地域ごみ対策会議構成員合同でのパトロール
- ・ 産業廃棄物許可施設への立入検査
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・ 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協働原状回復事業

不法投棄防止パトロール隊等により発見され、行為者が不明等で放置されていることにより地域の景観に支障がある産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働で撤去し、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日）
- ・ 不法投棄、不適正保管、野外焼却の指導・取締り
- ・ 民間警備会社への監視パトロール委託（休日や早朝・夜間）
- ・ スカイパトロール（ヘリコプターによる上空からの監視）
- ・ 郵便局、森林組合等の協力による不法投棄監視

滋賀県の廃棄物

平成 28 年 3 月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3477

FAX (077) 528-4845



この印刷物は古紙パルプを配合しています

